

平成26年第3回定例会

鋸南町議会会議録

平成26年6月13日 開会

平成26年6月13日 閉会

鋸南町議会

平成 26 年第 3 回 鋸南町議会定例会議案一覧表

議案第 1 号	鋸南町税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 2 号	工事請負契約の締結について（B&G海洋センタープール改修工事）
議案第 3 号	平成 26 年度鋸南町一般会計補正予算（第 1 号）について
議案第 4 号	平成 26 年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
議案第 5 号	工事請負契約の締結について（旧第一中学校校舎等解体工事）
発議案第 1 号	国における平成 27 年度教育予算拡充に関する意見書（案）について
発議案第 2 号	義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書（案）について

平成 26 年第 3 回 鋸南町議会定例会会議録目次

招集告示	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	2
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第 121 条の 1 規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	3
本会議に職務のため出席した者の職氏名	3
開会の宣言	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	6
町長からの提案理由の説明、諸般の報告	6
一般質問	9
小藤田一幸君	9
三国 幸次君	20
鈴木 辰也君	32
緒方 猛君	43
町長からの決意表明	59
議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	60
議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	64
議案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	65
議案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	70
追加日程の決定	73
議案第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	73
発議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	75
発議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	77
閉会の宣言	79

鋸南町告示第28号

平成26年第3回鋸南町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成26年6月10日

鋸南町長 白石 治 和

- 1 期 日 平成26年6月13日 午前10時
- 2 場 所 鋸南町役場議場

平成26年第3回鋸南町議会定例会議事日程

平成26年6月13日（金曜日）午前10時開会開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 一般質問（4名）
- ① 2番 小藤田一幸 議員
 - ② 12番 三国幸次 議員
 - ③ 4番 鈴木辰也 議員
 - ④ 3番 緒方 猛 議員
- 日程第5 議案第1号 鋸南町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第2号 工事請負契約の締結について
（B&G海洋センタープール改修工事）
- 日程第7 議案第3号 平成26年度鋸南町一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第8 議案第4号 平成26年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第9 議案第5号 工事請負契約の締結について（旧第一中学校校舎等解体工事）
- 日程第10 発議案第1号 国における平成27年度教育予算拡充に関する意見書（案）について
- 日程第11 発議案第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書（案）について

本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

出席議員（12名）

1 番	渡 邊 信 廣 君	2 番	小 藤 田 一 幸 君
3 番	緒 方 猛 君	4 番	鈴 木 辰 也 君
5 番	手 塚 節 君	6 番	黒 川 大 司 君
7 番	伊 藤 茂 明 君	8 番	松 岡 直 行 君
9 番	笹 生 正 己 君	10 番	平 島 孝 一 郎 君
11 番	中 村 豊 君	12 番	三 国 幸 次 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	白 石 治 和 君	副 町 長	川 名 吾 一 君
教 育 長	富 永 清 人 君	会 計 管 理 者	篠 原 一 成 君
総務企画課長	内 田 正 司 君	税 務 住 民 課 長	福 原 傳 夫 君
保健福祉課長	渡 邊 昌 廣 君	地 域 振 興 課 長	菊 間 幸 一 君
教 育 課 長	前 田 義 夫 君	水 道 課 長	山 崎 友 之 君
監 査 委 員	川 名 洋 司 君	総 務 管 理 室 長	福 原 規 生 君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局

事 務 局 長	増 田 光 俊	書 記	醍 醐 陽 子
---------	---------	-----	---------

…………… 開 会 ・ 10時00分 ……………

〔開会のベルが鳴る〕

◎開会の宣言

○議長（伊藤茂明）

暑い方は上着を脱いでもらって結構ですので。

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。

定足数に達しておりますので、平成26年第3回鋸南町議会定例会を開会いたします。

なお、8番 松岡直行君から欠席届が出ております。

直ちに本日の会議を開きます。

議案の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

配布漏れなしと認めます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（伊藤茂明）

日程第1「会議録署名議員の指名」をいたします。

今定例会の会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、3番 緒方猛君、

11番 中村豊君の両名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（伊藤茂明）

日程第2「会期の決定」を行います。

この件につきましては、去る6月6日午前10時から議会運営委員会が開催され、協議されておりますので、今定例会の会期及び日程について、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員会委員長 渡邊信廣君。

〔議会運営委員会委員長 渡邊信廣君 登壇〕

○議会運営委員会委員長（渡邊信廣君）

皆さん、おはようございます。

それでは、議長から報告の求めがありましたので、去る6月6日、午前10時から議会運営委員会を開き、平成26年第3回鋸南町議会定例会の会期及び日程等について協議をいたしましたので、御報告申し上げます。

今定例会の会期は、本日1日とし、日程はお手元に配付されております議事日程により行います。

今定例会には、町長提出議案4件が提出されております。

本日はこの後、町長から今定例会に提出された議案に対する提案理由の説明、及び諸般の報告を求めた後、一般質問を行い、議案第1号から議案第4号まで、順次上程の上、質疑、討論の後、採決を願いたいと思います。

次に、一般質問でございますけれども、一般質問一覧表のとおり、今定例会には小藤田一幸君、三国幸次君、鈴木辰也君、緒方猛君から通告がなされております。

一般質問の時間は、答弁を含め60分以内とし、その内、1回目の質問時間は15分以内といたし、再質問は一問一答方式で、回数は定めないことといたします。

なお、追加議案として、「工事請負契約の締結について」と「国における平成27年度教育予算拡充に関する意見書（案）」及び「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書（案）」が提出される予定となっております。

以上、簡単ではありますが、議会運営委員会での審査の結果を御報告申し上げるとともに、議員各位の御賛同をお願いいたしまして、委員長としての報告を終わります。

○議長（伊藤茂明）

ただいま、議会運営委員長から報告のありましたとおり、今定例会の会期は、本日1日といたします。

次に一般質問であります。今定例会には4名から通告がなされております。

一般質問の時間は60分以内とし、1回目の質問時間は15分以内、再質問は一問一答方式で回数は定めないことといたします。

お諮りいたします。

ただいま申し上げたとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（伊藤茂明）

日程第3「諸般の報告」をいたします。

議長としての報告事項を申し上げます。

今定例会に説明要員として、出席通知のありました者の職・氏名は別紙報告書で報告したとおりです。

今定例会に際し、町長から議案に対する提案理由の説明並びに諸般の報告について、発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長 白石治和君。

[町長 白石治和君 登壇]

◎提案理由の説明並びに諸般の報告

○町長（白石治和君）

皆さんおはようございます。

本日、ここに平成26年第3回鋸南町議会定例会をお願いをいたしましたところ、議員各位には、公私とも御多用のところ、御出席を賜り、厚く感謝を申し上げます次第であります。

本定例会に、町長として、御提案申し上げます議案は、4件であります。それぞれ概略を申し上げます。

議案第1号「鋸南町税条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、地方税法の改正により、鋸南町税条例の一部を改正をするものであります。

改正の主な概要は、法人住民税法人税割の税率改正、軽自動車税の見直し等でございます。

議案第2号「工事請負契約の締結について（B&G海洋センタープール改修工事）」でございますが、『B&G海洋センタープール改修工事』の入札を、5月27日に執行いたしましたので、入札の結果をもって、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第3号「平成26年度鋸南町一般会計補正予算・第1号について」でございますが、今補正予算は歳入歳出それぞれ9億7,284万円を追加をし、歳入歳出の総額を48億7,738万3,000円とするものであります。主な歳出は、議会費では議員報酬の5%削減により、議員報酬等272万円の減額、都市交流施設整備事業費では8億9,428万7,000円、南房総市と共同で整備、管理運営を行う一般廃棄物処理施設整備にかかる負担金324万5,000円、今年2月の大雪による被災農業者を、被災農業者支援補助金5,610万円、第3分団消防ポンプ自動車購入費2,075万4,000円でございます。

歳入については、国・県補助金などの特定財源以外では、財政調整基金繰入金 1 億 6,669 万 8,000 円をお願いをいたしました。

今補正後の財政調整基金残高は 4 億 9,600 万円を予定しております。

議案の第 4 号「平成 26 年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算・第 1 号について」でございますが、今補正予算は歳入歳出それぞれ 97 万 2,000 円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を 12 億 9,333 万 3,000 円とするものでございます。

補正の内容は、事業報告システム改修にかかる委託料で、支出と同額が、国庫補助として特別調整交付金が交付をされるものでございます。

以上、提案理由の御説明を申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしく、御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

この際、諸般の報告を申し上げます。

初めに、役場の窓口でお納めいただいた県税の取り扱い状況について、御報告申し上げます。

本年 6 月 2 日現在で、自動車税が 310 件、1,046 万 2,600 円、法人事業税が 3 件で 8 万 3,100 円、法人県民税が 6 件で 16 万 3,981 円、不動産取得税が 1 件で 6 万 2,300 円、合計が 1,077 万 1,981 円の取り扱いとなりました。

県税取扱手数料の 2 % が町へ繰り入れされることから、20 万 7,561 円が繰り入れされることとなります。

町民の皆様の御協力に感謝を申し上げます。

次に 5 3 0 運動について御報告申し上げます。

去る、5 月 24 日に行われました 5 3 0 運動であります。町民の方々の御協力をいただきまして、町内全域がきれいになりましたこと、この場をお借りいたしまして感謝申し上げます。

この運動により、可燃ごみやビン・缶等を含め、6,060 キログラムのごみが収集されました。今後も、町民協働による環境美化に努めてまいりたいと思っております。

次に鋸南町観光協会主催によります、第 28 回鋸南町白キス沖釣り大会が、去る 6 月 8 日に、中央公民館を大会本部として開催されました。

178 名もの太公望の参加を得て盛況に終了したと伺っております。今後も多くの方が参加していただける事業を期待をしております。

次に夏の観光シーズンを迎えるにあたりまして、7 月の 2 日に夏期観光安全対策会議を開催し、会議の終了後、勝山海岸にて「海開き祈願祭」が開催されます。

なお、今年度の海水浴場の開設期間は、8 月 1 日から 8 月の 17 日までの 17 日間、5 つの海水浴場での開設を予定をしておりますが、多くの観光客が訪れることを期待をしております。

次に第 33 回安房支部消防操法大会が、6 月の 22 日に、旧保田小学校の校庭で開催されます。

本年度、鋸南町からは、第4分団が千葉県消防操法大会小型ポンプ操法の部に出場をすることから、当日は模範演技を披露しますので、大勢の応援をお願いをいたしたいと思えます。

次に平成25年度医療法人財団鋸南きさらぎ会決算について、御報告を申し上げます。

去る5月26日に医療法人財団鋸南きさらぎ会理事会、5月28日に評議員会が開催をされ、同法人の決算が承認されました。

平成25年度の実績ですが、入院患者数については、在宅復帰を目的とした入院医療を行う病床を昨年同様確保したことで、前年度対比503人増の1万351人、5.1%の増となりました。

また、外来患者数については、昨年MRIを導入したことによる他の病院からの紹介等で、前年度対比706人増加をし2万2,194人、3.3%の増となりました。

これらにより同法人の純利益は841万3,403円となりましたので、御報告いたします。

次に、第5回きよなんヒルズマラソンについて、申し上げます。

明日、6月14日、鋸南クロススポーツクラブ主催の「きよなんヒルズマラソン」が東京都勝山学園をメイン会場として開催をされます。

今回も約1,000名程度の参加が見込まれているようであります。

参加者の皆さんには、鋸南町の豊かな自然を堪能していただき楽しんでいただけたらと思えます。

次に、教育委員会関係について、申し上げます。

空手道勝山会の活躍についてであります。4月の28日に、千葉県体育協会・県空手道連盟主催による、第42回千葉県空手道選手権及び第19回千葉県中学生空手道選手権が千葉市の県総合スポーツセンター武道館で開催をされました。

空手道勝山会の選手は、男子団体組手で2年連続優勝を飾ったほか、個人の部でも大活躍をいたしました。

最後に、菱川師宣記念館の展覧会についてであります。7月8日火曜日から9月7日日曜日まで、企画展「Cool Japan江戸美人～江戸に生きる粋な女たち～」を開催をいたします。

江戸時代後期には時代の風潮から、強い女性、粋な女性がもてはやされ、浮世絵版画にも多く描かれました。幕末から明治にかけて、江戸の町に生きた女性にスポットを当て、生活感あふれる粋な美人たちを紹介をいたします。

ぜひ、御観覧いただきたく思えます。

えー先ほどの内容の中で訂正をさせていただきます。

B&Gの海洋センターの件であります。5月27日と私が表現いたしました。5月23日に執行いたしましたので、訂正をお願いをいたしたいと思えます。

以上で、諸般の報告を終わります。

よろしく、お願いいたします。

○議長（伊藤茂明）

町長から、提案理由の説明、並びに諸般の報告がありました。

報告事項ではありますが、確認したい点はございますか。

○議長（伊藤茂明）

特にないようですので、以上で諸般の報告を終了いたします。

◎一般質問

◎2番 小藤田一幸 君

○議長（伊藤茂明）

日程第4 一般質問を行います。

今定例会の一般質問は一般質問一覧表のとおり、4名から通告されております。

初めに、小藤田一幸君の質問を許します。

2番 小藤田一幸君。

[2番 小藤田一幸君 質問席につく]

[ベルが鳴る]

○2番（小藤田一幸君）

それではあの、3月の一般質問、したんですが、その時はまだ設計段階でしたので、まだ指定管理者あるいはランニングコスト等、まだわからない、そういう答弁がありました。

もう一度その件も重複しますが、お聞きしたいと思います。

それでは大きい質問事項、2件あります。

1件が、交流施設について。

2件目が、町報について。

1件目は、大きく三つありましてそれぞれ2点ずつ質問がございます。

まず、交流施設の管理運営についてですが、3月の定例会で一般質問をしましたが、設計が完了していないとのことであったので、改めて伺います。

1点目、指定管理者方式と、管理運営方法はどのような形態になるのか。

2点目、交流施設のオープン後に町が負担する管理運営費用及び収入額はそれぞれ年間どの程度になると見込んでいるのか。

続いて2番目、町民への効果について、この事業の目的は町民の再チャレンジのステージづくりということだった。管理運営事業者やテナント、直売所など町民の皆さんの参加状況はどうかということで、2点質問をします。

1点目、公募を実施した結果、町民の方からの出店希望などはどのくらいあったのか。

2点目、直売所の参加農家は現時点で何件あり、年間の直売所の売り上げはどの程度

が見込まれるのか。

続いて三つ目、都市交流施設の特徴について伺います。施設全体の外観的な特徴は。二点目、施設のテナントなど、内容的な特徴は。

続いて二件目、町報について伺います。

町報は行事の結果やお知らせ記事的なものが中心に記載されている。これらの情報も大切ですが、町の施策や事業についての、町民に浸透していない面もあると思われるので二点質問します。

一点目、交流施設整備事業など、町が行う事業について、町報で町民にわかりやすく紹介すべきと思うがどうか。

二点目、ホームページ事業と比較すると、町報事務費予算はかなり少ない。町民は広報誌によって情報を得ている方がかなり多いので、今後これらの予算を増やし、広報誌の充実を今後図っていく考えはないか。

以上でございます。

町長の答弁をよろしく願いいたします。

○議長（伊藤茂明）

小藤田一幸君の質問について、町長から答弁を願います。

町長 白石治和君。

〔町長 白石治和君 登壇〕

○町長（白石治和君）

小藤田一幸議員の一般質問に答弁をさせていただきます。

一件目の「交流施設について」お答えをさせていただきます。

御質問の一点目、「交流施設の管理運営について」であります。施設の管理運営方法は、地方自治法の第244条の2、第3項に規定をされております指定管理者制度を導入する方針で、本年3月に事業者の募集を開始をいたしました。

現在は、選定委員会による事業候補者の選定作業を行っているところでございます。

全国の道の駅が1,004カ所あるわけですが、管理運営方法の状況ですが、最も多い方法は指定管理で約4割、その次は第三セクター方式で約3割でございます。最近の傾向で申し上げますと、行政負担を減らすため、あるいは民間活力を活用するため、指定管理者制度を選択する事例がほとんど伺っております。

この交流施設の管理運営方法につきましては、方法をパターン化し、メリット、デメリットなどを抽出して比較検討を行ってきました。

今回指定管理の方式を選択した大きな理由として、一つには、旧体育館で営業を見込んでいる直売所や、情報提供や子ども広場などの公共的サービスを担っていただく事業者を選定するにあたり、個別単体で事業者を選定することが非常に困難であると判断をしたからであります。

二つ目の理由といたしましては、施設内での機能が、商業テナントや直売所、宿泊施

設など多様化することが想定をされ、施設全体を効率的且つ安定的に管理をする事業者が必要と判断したからでございます。

なお、指定管理での懸念事項でありました町内の業者の皆さんのテナント参入に関しましては、

指定管理を前提とした運営管理事業者の募集とテナント事業者の募集を同時並行を行うことや、運営管理事業者の提案条件として、直営営業は商業スペースの半分以下に限定をするなどして、参入しやすい条件を設定をさせていただきました。

今後は、指定管理者となつていただく運営管理事業者や各テナント事業者の候補者を選定をした上で、施設全体の管理運営の詳細について協議をしております。

併せて、設計事業者との細部協議も進めていく中で、関係事業者と町との役割を定めていく方針でございます。

次に、施設開業後に町が負担する管理運営費用及び収入額の年間見込みでございますが、昨年度に策定をした当該事業を整備するための実施計画の中で、試算した施設の事業収支予測では、施設全体の売上を3億7,000万円と想定をした上で、商業施設部分では収入、支出ともに4,500万円程度で、収支は概ね均衡と予測をさせていただきました。

一方で、情報発信などの公共的施設部分では、収入、支出の不足が800万円程度で、町が負担すべき額と試算をいたしました。

ただいま申し上げた想定額は、設計を始める前の算定でございます。また、安定的な経営となる時期を想定してのものでございます。

改修方法やテナントの事業者数や業種を確定して行ったものではなくて、あくまでも実施計画の中で想定をした収支予測であることを御了承いただきたいと存じます。

なお、実際の管理運営費用につきましては、現在進めております実施設計が整う時点におきまして、施設整備の内容や備品類の詳細が明らかとなりますので、試算をしてお示しができるものと思います。

また、収入額につきましても、運営管理事業者やテナント事業者の候補者、さらにはその方々の事業計画などが決まった時点で、試算をすることは可能と思いますので、その時期になりましたらお示しをすることはできると思います。

御質問の2点目の、「町民の皆さんへの効果について」であります。町民の方々から、出店希望でございますが、鋸南町に本店をおく法人を含めまして、5つの事業者から御提案をいただきました。

次に、直売所の参加農家数でございますが、現在は出荷組合設立のための準備委員会を開催をして、事前の準備を進めているところでございます。

委員の皆様方には、より多くの方々に参加いただけるよう、会則の整備、あるいは、さらには栽培や販売の方法など、熱心に御検討をいただいております。

会員の募集は、組合を設立をした後に行う予定と伺っております。

参考までに昨年度行ったアンケート結果では、348人の有効回答のうち、交流施設内

の直売所に出荷したいと回答された方は46人、検討したいと回答された方は131人で、参加意向のある農家数は、全体回答数の概ね5割を占めておりました。

また、直売所の売り上げの見込みであります。加工品なども含めまして年間1億円を見込んでおります。全国的に直売所に出荷をする方の平均売り上げは概ね100万円と伺っておりますので、出荷をする農家数は100人程度を募る必要があると考えております。直売所の目標数値になるのではないかと考えております。

御質問の3点目の、「都市交流施設の特徴について」でございますが、施設全体の外観的な特徴では、校舎と体育館、そして校庭を里山のイメージに統一をすること。そして、温室に見立てた体育館は、長狭街道の新たなランドマークとして、来訪者への大きな目印となり、建物の特徴となると考えております。

従来からの道の駅とは異なりまして、立ち寄り施設から滞在できる施設、居心地のよい、快適な空間づくりが特徴と言えます。

テナント事業者を確定していませんが、テナントなど内容的な特徴では、新鮮な農産物などが集まる施設であり、町内をはじめ飲食店舗が出店することを考えれば、大変評判の良い鋸南町の食文化を発信するには格好の施設となりますし、利用者が求めるニーズに合致するものと確信をしております。

また、機能として簡易宿泊所を有しておりますので、食の提供は必須のサービスとなっております。

町内から出店するテナントは限られておりますが、加工品などの販売は、保健所の許可を得ることで、各家庭単位で取り組むことも可能でございます。あまり大きな投資を必要としません。施設での経済活動は、テナントとしての出店や一次産品や加工品の販売など、私どもが想定している経済活動のほか、創意工夫により様々参画いただける可能性もございます。

また、施設内では雇用の創出や、体験学習など地域への波及効果も大いに期待ができると思います。

元々は地域の核となっておりました小学校でございますし、町費を投入して整備する施設でありますので、できる限り、町民の皆様が参加できる施設運営を心掛けてまいります。

また、この施設は、施設自体の集客のみならず、周辺地域や町全体へ誘導するようなセンター機能も、果たすべき役割であります。町内の団体や地域との連携を深め、イベントの開催や迅速な情報の発信などに努めてまいりたいと存じます。

2件目の「町報について」お答えをいたします。

御質問の1点目、「交流施設整備事業など町が行う事業について、町民にわかりやすく紹介すべきと思うがどうか」についてでございますが、町の施策や事業など、町政に関する情報を分かりやすく町民の皆様に伝えることは、重要であると考えます。

町報は、町民の皆さんと行政が情報の共有化を図り、まちづくりにおいて協働を進め

ていくための効果的な情報発信の手段でございます。

また、区長さんを通じまして全世帯に配布をしておりますので、町民の皆様には行政情報等を確実に提供できることから、最も有効な伝達媒体であると考えております。都市交流施設整備事業を進めて行くにあたり、本事業にかかるアンケートやテナントの募集などにつきましては、町報に掲載をして御周知をさせていただきましたが、事業の詳細については確定をしていない部分が多くありましたので、掲載しておりませんでした。

今後、設計が完了をし、直売所の組織化、事業者の選定など、具体化してまいりますたら、町報で紹介してまいります。

また、多くの町民の皆様に関わっていただきたい施設でありますので、直接御説明をする機会を設けることも検討してまいりたいと存じます。

御質問の2点目、「ホームページ事業と比較すると、広報事務費予算はかなり少ない。町民は広報誌によって情報を得ている方がかなり多いので、今後これらの予算を増やし、広報誌の充実を図っていく考えはないか」についてであります。現在町報は、約3,800部、毎月5日に町報「きよなん」と20日の町報「きよなんのお知らせ版」をそれぞれ発行しております。発行にあたり、記事の収集から校正・印刷・仕分けの全てを職員が行っております。

現在の方法ですと、独自で発行していることから、直前まで編集の時間が取れ、タイムリーな記事の掲載が可能となります。また、コスト面においても用紙代、印刷消耗品代で済んでおります。

平成26年度予算の編成の際には、印刷の外部委託を検討いたしましたが、人件費の削減など行財政改革に取り組んでいる状況の中で、低コストとなる従来どおりの方法を選択いたしました。

町民の皆様幅広く情報を提供していくためには、広報誌の充実は必要不可欠でありますので、今後も内容の充実を図り、より良い町報にしてまいりたいと考えております。

以上で、小藤田一幸議員の一般質問に対する答弁といたします。

○議長（伊藤茂明）

小藤田一幸君、再質問はありますか。

はい、小藤田一幸君。

○2番（小藤田一幸君）

まず、指定管理業者について御質問をいたします。

10日の日、全協でこういう資料が配られました。その中を見ると、選定の経過、13ページですが、6月の12日、昨日、第3回選定委員会というのが行われる予定になっております。

議員の方からもいろいろ質問があったとおり、指定管理者が決まらなないと、大きなこの直売所の外観というか、どうやってやるのか、運営していくのかということがわからないという質問が結構出ていました。

その6月の12日、なにを行ったのかということも含めて、現在その指定管理者選定中ということですが、いつ頃それが決まるのかということ、最初に質問をしたいと思えます。

○議長（伊藤茂明）

総務企画課長内田正司君。

○総務企画課長（内田正司君）

6月12日に開催されました選定委員会の概要という御質問でございますけれども、指定管理の運営管理事業者につきまして、御提案いただいた内容について、もう少し委員の方から追加のと言いますか、補足ですね、説明をお願いしたい事項がございます、それについての事業者側の考え方を伺ったところでございます。

その中でいつ決まるのかということでございますけれども、選定委員会の中では、6月末日、今月中にですね、6月の末日までに運営管理者及び選定、テナント事業者のですね、候補者の審査を終えたいと考えております。

○議長（伊藤茂明）

はい、小藤田一幸君、再質問。

はい、小藤田一幸君。

○2番（小藤田一幸君）

まあ、6月の末日、計画でもこうなっていましたけれども、普通でしたらあの、指定管理者というのは、年間ね、このくらいのお金がかかるということでもって、指定管理者の前に示して、いわゆる指定管理料なんです、示して、そしてその中身がこういうことをやってもらいたい、そういう形で指定管理者を決めるわけですね。

ところが、聞いてみますと、さっきの答弁の中身を見ますと、3月に事業者の募集を開始しました。その時には普通、町の方からどのくらいかかるのか、管理指定のお金をどのくらい支払うことができるのか、そして、中身をいろいろもうちょっと議論しながら決める。

ところがあの、答弁の中で、こういうふうに答弁しております。「今後は指定管理者になっていただく、運営管理事業者や各テナント事業者の候補者を選定した上で、施設全体の管理運営の詳細について協議してまいります」と、併せて設計事業者との細部協議を進めていく中で、関係事業者と町との役割、つまりこれからいろいろ細かいことを決めていくんだと、そういうことを答えているわけです。そういう視点で10日に配られたあれを見ますと、私はちょっとこれ、指定管理者が決まるのかなという危惧を持つんですね。

普通でしたら、電気代・水道代・それからあの、いわゆる、この鋸南の場合だったらあの、宿泊施設がメインで、というふうに答えていますけれども、あの宿泊施設っていうのはね、すごいこれ金がかかるんですよ。

というのは、24時間管理しなきゃいけない。管理人のお金だってかかるわけですね。

風呂だってかかるわけです。非常にあの、経費がかかる。

そういう中でですね、普通だったら町が支払うランニングコストがですね、8ページを見ますと。9番目、運営管理事業者に対する必須事項の提示ということで、主な必須事項という中で、こういう文章があります。水道光熱費は事業者負担としたと。水道光熱費。水道代、鋸南町は結構高いですからね。風呂をやれば風呂代だって、水道だって結構高くなると思うんですが、これは事業者負担だと。普通だったらこれは、ランニングコストの中で、指定管理のコストの中で町が支払う、管理者にね、そういう中に入ると思うんですが、はたしてこういうのが利用者負担とした時に。あるいはその、内装費ですね。多分この内装費は、テナントあるいは管理指定業者がやれというふうに書いてあると思うんですが、あの、内装は新しいのに内装をかけるあれと、小学校を使うわけですから、古いところに内装をやるっていうのは大体1.5倍くらいかかるんですよ。これは建設費も同じなんですね。古いものを使うっていうのは結構経費がかかるんです。そういうやつを事業者の指定管理者、あるいはテナントの方に負担しろ。それから水道光熱費は事業者負担だと。はたして私はね、2名手を挙げたということはこの前聞いたんですが、はたしてうまくいくのかなと実際に南房総市を見ても、市の方が各直売所に、お金を払っていない直売所は一つもないんですよ。あの一番すごい売れているね、富楽里でさえも、市から相当お金が入っているんですよ。

まあ、直売所に見れば各直売所の経営状態によっていろいろ金額が違うんですがね、お金がかかるんですこれは。町が全然負担しなくていいっていうわけじゃないんです。でもやっぱり、地域産業のためにこれは必要なんですよ。必要だからこういうものをつくるわけで、私はあの反対、いろいろ言いますがね、やっぱり成功してほしい。成功するためにはね、もっといろいろ考えてやっていかないと、やっぱり鋸南直売所の最大のライバルは富楽里ですからね。もう、関東地方に富楽里の名前っていうのは広がっていますよ。誰に聞いたって。だから午前中で皆来るから商品がなくなっちゃうんですよ。

その富楽里と勝負しようといった時に、いろいろあるんですが、それを言ったら切が無いんですけどもね、はたしてあまりこう、削っちゃって光熱費その他も全部事業者がもって、しかも宿泊施設、私は区長をやった時にね、保育所の跡地を誰に貸すかということで、2軒の、1軒は宿泊関係の人なんですけれどもね、ものすごいデータを持っていますよ。半端じゃないですよ。だから成功しているんですよ。もう1件は、まあ、東京から来たね、自然体験をやりたい。農業体験をやりたいという2社が来ていろいろヒアリングをやったんですがね、宿泊施設をやるっていうことは大変なことなんですこれは。

まあ、そういうことでもって、ちょっとその辺のあれが、はたして人が、指定管理業者が入るか、あるいは入らなかつたらば、指定管理業者がいくら払えって言ったらこれは町でね、払いますよって言わざるを得ないんじゃないかと。少なくとも私の概算では

何千万っていうお金が、町が払わなきゃいけないと思うんですがね。

もう少しその辺を教えていただかないと、私はあの、地域の代弁者ですから。しかも議会というのは、ね、研修で行政に対するね、御意見番みたいなあれだって、ちょっと言われたんでね。はいこのままそうですかっていうことで、決まってません。ランニングコストも決まってません。それでもって6月の終わりごろ決まる予定です。ただそれだけで、賛成反対のあれは、あれなんですけどね。

そういうことで、町長の答弁を一つよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（伊藤茂明）

町長白石治和君。

○町長（白石治和君）

ただいまのあの、小藤田議員の御質問でありますけれども、このあの、交流施設のですね、一番最初のスタートの時点から、我々としてはですね、町は、大家です、そして大家の立場からその場所で住民の皆さんに、そしてまた事業者の皆さんにですね、そこでステージをつくりますから、そこで活躍をしていただきたいということを申し上げておきまして、それぞれのテナントの皆さんに自主的に事業をそこでやっていただいて、事業のかかる経費についてはですね、当然あの、そのテナントの皆さんが御負担をしながら事業展開をするという考え方があるわけでありますので、宿泊にしてもですね、町が直接宿泊を、宿泊業務をですね、するわけじゃございません。

そしてまた、物販にしても、飲食にしても、町が直接ですね、その業を生業にするわけでは、営業するわけではありませんので、その辺はそれぞれのテナントの皆さんに営業をしていただくということでございます。

それではその指定管理をする事業者はというような役割というものがあるわけでありますから、その指定管理をする事業者の役割というのは、その施設をトータル的にですね、トータル的に方向性を定めながら運営をするという位置づけの指定管理の業務でありますし、そしてまた、その施設の中に案内業務ですとか、子どもの広場ですとか、不採算の部分っていうんですかね、公が当然やらなければならない部分について、指定管理の事業者の方にそれを一括でお願いをするということでございますので、指定管理をする業者の方がですねそれはあの、テナントとしてですね、一部は入るかもしれません。それはそれとしてですね、事業として、生業として、そこはそこで完結をするという考え方でございますので、まあ私としてはですね、そんなにあの、大きな負担になるというような意識はございません。

今の例えば鋸南町の現在ある道の駅の物産センターと言いますか、あそこの運営そのものもですね、町が大家で、それぞれのあそこで営業をしていただいている皆さんがですね、それぞれが責任を持ってあそこで生業を行っているわけでありまして、生業についてはですね、皆さんがですね、個々御負担をしていただいているということでございます。

町はあそこの家賃収入を得ていると。ですから、大家としての責任は果たしているというようなことを想定をしていただければと思います。

もう1点は、小藤田議員さんは今隣のそれぞれの道の駅のお話をされましたので、私の方で把握していない部分もごさいますので、まあ、行政の方からいろんな視点で支援をしているというようなことをごさいましたので、私どももですね、参考にさせていただきたいもんですから、小藤田議員さんがですね、それを把握をしていらっしゃるとしたら後でそれをですね、お教えいただくか、その辺を御教授いただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

はい、小藤田一幸君。

○2番（小藤田一幸君）

体育館を野菜の直売所、一つだけ言います、ということなんですよ。ところが、枇杷倶楽部も富楽里も水産物を売っているんですよ。

私なんか、ああいう富浦・岩井よりも、よっぽどの鋸南の勝山・保田の定置網の方がよっぽどいろんな魚が取れる。

私は釣りが好きなんでね。釣りをやっていると遊覧船が通るんですよ。今日は鯛が釣れました。ヒラメが釣れました。いろんな魚を。そういうあれを、水産という発想もないのかなと、こう聞いていると、なんかね、コンサルタントが、どうもあのコンサルタントが怪しいんじゃないかと。ランニングコストも出さない、ただ直売所だけの、野菜の直売所のあれしか出さない。はたしてこれで成功するのか。12億6,000万、この前一般質問した時に答えていただきましたけれどもね。

まあ、そういうことで、いろんな意見をね、町長さん、執行部、町が出していただいて、私はね、九州の方でなんか水産物でえらい成功したあれを、直売所のあれを聞いたんでね。なんかやっぱり特色をやらないと。

前にも一般質問でしましたけれども、岩井の直売所と、岩井の農業とね、鋸南の農業は違うんですよ全然、悪いけど。

で、品物はもう岩井の方が断然良いです。あそこはもう、民宿を中心にしてつくってますから。あるいは直売所の経験が相当ありますから。

私は鋸南のあれにも今年出しましたけれども、品物は全然違いますね。はたして後から我々が出す時に品物のあれもそうだし、これから高齢化もしていますしね、それから100軒という、私は112番ですがね、100というあれがね、はたして集まるのか。

あるいはその100軒というあれをこれからね、やっぱり必ず集まるようにアンケートを出して、やっぱりどういうものかという、やっていかなきゃいけない。

ただ出せばいいっていうものじゃないですよ。

だからそういう面でね、やはりもっともっとやることはいっぱいあるんじゃないかと。

自分はもう野菜を出しているんでね、いかにちょっと頑張らなきゃいけないかっていうのを私自身も思っていますので。

○議長（伊藤茂明）

小藤田一幸君、完結に。

○2番（小藤田一幸君）

はい、わかりました。

そういう面でこれからも一つ、ぜひ成功させていただきたいと、そう思いますのでよろしく願いいたします。

それからあの今ちょっと、直売所の関係であれなんです、その100軒、やっぱり必要ですよ。やっぱり100軒は出さないと、やっぱり良いものはどんどん出てきませんので。

ただ、その平均売り上げを年間100万円と見込んでいるということで、1億、これははたして達成できるのかどうか。

前に私は一般質問した時に、あるコンサルタントが、課長さん答えましたよね、7,000万って答えましたよね。直売所に出てくる。全部出たってその1割8分ですから、2,000万ちょっとですよ。1割8分しか直売所の方へ収入は入らないわけですからね。

1億という今回、10日の日、数字が出てきたんですが、その辺、達成できそうな額かどうかちょっと質問をしたい、させていただきたいと思います。

○議長（伊藤茂明）

町長白石治和君。

○町長（白石治和君）

体育館の利用形態と言いますか、直売施設をという形態で今進めております。その中で先ほど答弁の中でもお話をさせていただきましたが、100軒の農家さんで大体平均が100万円ですから、1億だというような数字を示させていただきましたが、当然このことはですね、目標は、目標として持ってですね、その目標を完遂と言いますか、その目標を達成しなければならないわけでありまして、その辺はですね、今後も小藤田議員がおっしゃるようないろんな研鑽を生産者の方に積んでいただきながらですね、折角近くにすばらしい道の駅、そしてまた直売所がございますので、その、目標にさせていただいてですね、良い品物をつくらせていただいでですね、農家の皆さんにつくっていただいで、そしてその目標を達成ができればと、そんなことを思いますし、もう1点はですね、けして直売所の中で農作物だけでは私はないと思っております。

当然加工品もそうですし、答弁の中でお話をさせていただきましたそれぞれの御家庭で、大きな投資をしなくてもですねいろんな加工品が生産できてですね、その後直売所の方で販売ができればと、そしてさらにはですね、イメージとして、町民の方々が、売り場を持ったというイメージを持っていただければ結構ですという話もさせていただいておりますので、その中には当然「私はヒラキをつかってヒラキを売りたい」という

方がおられればその直売所で、それぞれの皆さんの売り場ですから、そこに参画をしていただければと、そんなことを実は思っています。

海産物も当然ですね、売りたいと、販売したいという方がいらっしやればですね、その売り場で販売をしていただいて結構だと思います。

しかし、それぞれが匂いの関係もございますので、その辺のことはシビアに考えていかなければならないことであろうと思います。

いつかこの近辺でありますけれども、大きなショッピングセンターであります、鮮魚を扱っているところと衣料品を扱っているところがすぐ近くにあったんです。

そうしたら匂いが全て移ってしましまして、その衣料品がなかなか難しいということ、移動したような状況も、私も見ておりますので、その辺は十分配慮しながらですね、考えていかなければならないことであろうと、そんなことを思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

はい、小藤田一幸君。

○2番（小藤田一幸君）

ありません。

あ、再質問、はい。

このことについては質問を終わります。長くなっちゃいますので。

それでは、広報誌の問題で、ちょっと質問をさせていただきます。

とにかくあの町民はですね、この直売所のことについてまったく情報がありません。もっとも我々だってね、10日の日にこれだけの資料をいただいて、どういうふうに指定管理者が決まるのか、あるいはランニングコストがあれなのか、少しわかってきたくらいなんで、もっと町民にやはりこれは、町の最大のやはりあの、事業ですので、皆あの、ねえ、国民年金の生活大変なところから町税を出していますので、どういうふうにこれが進んでいるのかという情報はできるだけやはり、伝えていかないと、町民はまったくわかりません。私、説明する機会もあるんですがね、まだちょっとそこまでわからないんだということで、やはり町ももう少しやっていかなければいけないんじゃないかということでこの件は終わりたいと思います。

それからもう一つ、これはあの6月1日の「だん暖たてやま」です。

館山の資料です。まあ、いろいろあるんですがね、ちょっと鋸南町の町報あるいはお知らせ版とあれすると、ちょっと工夫がということで、この13ページにこんなのがあるとです。さまざまなジャンルから選べる全80講座・生涯学習出前講座、で、二つありましてね。市職員が講師のメニュー、全部で56あります。言ったらこれ、56全部言わなきゃいけないんで。例えば、国民年金口座だとか、下水道の話だとか、館山の観光について。防災講座とかいろいろあって、最後に市長と語ろうっていうのもあるんですがね。対象は10人以上の市民グループ、時間は9時から午後9時まで、大体1時間

以内っていうことで。それからもう一つは、市民ボランティアが講師のメニュー、これは 24 あります。スペイン語を覚えようだとか、民話を房州弁で話しますとか、太極拳だとかいろいろ。すごい、80 講座あるんですがね、ちょっと一つだけ私も古文書のあれに入っているんですが、最近の町報を見ると、そういう文化系統が非常に少ないですよ。注射がいつ、なにがあるとか、どこかの課でもって出しているあれがいっぱい、大体パターン化しちゃってね。こういう文化系統、どういうサークルがあって、募集していますよとか、そういうあれもあってもいいんじゃないかと思うんですよ。

実はうちの古文書の方でね、やっぱり高齢化しているんですよ。高齢化して、80・90 の人がね、やっぱりやめて、来れないと。公民館まで来れないと。佐久間の奥山の方からバイクで来るんですがね、来れないと。やっぱり歩けないとそういう人が増えてきましてね、やっぱり募集をしたいと、そういう時にそういうコーナーもないんですよ。で、サークルのあれも名前もあまり出てこないんですよ。だからちょっとこういうのを見てね、もう少し文化的なサークル、人々が生き生きするようなね、そういう面もやはり考えていいんじゃないかとそう思って、まああの、直売所の件とね、含めて提案をさせていただきます。

また、よろしくお願ひしたいと思います。

はい、以上です。

終わります。

○議長（伊藤茂明）

以上で小藤田一幸君の質問を終了します。

ここで暫時休憩とし、午前 11 時 15 分から会議を再開いたします。

…………… 休 憩・午前 11 時 02 分 ……………

…………… 再 開・午前 11 時 15 分 ……………

◎一般質問

◎12番 三国幸次 君

○議長（伊藤茂明）

休憩を解いて会議を再開します。

次に、三国幸次君の質問を許します。

12番 三国幸次君。

[ベルが鳴る]

○12番（三国幸次君）

私は、鳥獣保護法改正についてと安房郡市広域市町村圏事務組合のごみ処理施設について、の2件の質問をします

1件目は、鳥獣保護法改正についてです。

農産物の食害被害の抑制や生態系の維持のため、シカやイノシシなどの捕獲を強化する改正鳥獣保護法が5月23日、参議院本会議で可決され、成立しました。

この鳥獣保護法改正については、認定事業者任せになると「数だけを追い求めることにならないか」とか、指導・監督する体制がなければ「不適切な捕獲が進む危険性がある」などの指摘もあります。

そして、法の目的に鳥獣の保護・管理を明確に位置づける必要がある、地方行政機関等への専門職員の配置を義務づける必要がある、国による地方行政機関等への専門職員の配置にかかる費用等の支援措置を規定する必要がある等の意見もあり、国による自治体への財政支援などを求める付帯決議が採択されました。

そこで、3点質問します。

1点目、今回の鳥獣保護法改正の主要なことはなにか、県などから説明を受けていればその内容は。

2点目、鋸南町の有害鳥獣対策にどのような影響が出てくるのか。

3点目、認定鳥獣捕獲等事業者制度の内容と鋸南町有害鳥獣対策協議会が検討している鳥獣被害対策実施隊との関わりはどうか。

次に2件目は、安房郡市広域市町村圏事務組合のごみ処理施設についてです。

安房地域のごみ処理施設は全て老朽化が進んでおり、安房郡市広域市町村圏事務組合での、ごみ処理施設については長年の検案です。

ここにきて予定地域の住民との話し合いが進展してきたようです。

予定地域の住民との話し合いについては、この一般質問通告をした後の6月3日の議員全員協議会で説明がありましたが、この本会議で改めて3点質問します。

1点目、安房広域ごみ処理施設について、これまでの検討の経緯は。

2点目、予定地域の住民への対応はどうなっているか。

3点目、今後の取り組みの方向及び予定はどうなるのか。

以上で1回目の質問を終わり、答弁を求めます。

○議長（伊藤茂明）

三国幸次君の質問について、町長から答弁を願います。

町長 白石治和君。

〔町長 白石治和君 登壇〕

○町長（白石治和君）

三国幸次議員の一般質問に答弁をいたします。

1件目の「鳥獣保護法改正について」お答えをさせていただきます。

御質問の1点目、「鳥獣保護法改正の主要なことはなにか、県などから説明を受けていればその内容について」でございますが、まず、後段の県からの説明ですが、現時点では説明等はございません。

県に問い合わせをしたところ、「まだ法律が改正された段階であり、政省令等の整理はこれからの作業であり、報道程度の情報しか把握できておらず、市町村に情報提供できる段階ではありません。今後、国から説明会の開催等があれば、市町村に情報を提供します」とのことでした。

前段の「主要なことはなにか」についてであります。環境省のホームページ等から得られた情報での答弁となりますが、今回、鳥獣保護法の改正の必要性については、シカやイノシシ等による自然生態系への影響及び農林水産業被害の深刻化、また狩猟者の減少・高齢化等により鳥獣捕獲の担い手の減少・鳥獣の捕獲等の一層の促進と捕獲等の担い手の育成が必要、となっております。

次に、主な改正内容についてですが、一つ目は、「題名、目的等」についてで、従来は「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」でありましたが、今回の改正で「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」となりました。条文の中ではなく、名称に「管理」という文言が加えられ、生息数を適正な水準に減少させ、生息地を適正な範囲に縮小させること、と定義され、鳥獣被害対策をより促進をするものとなりました。

二つ目は、「施策体系の整理」についてで、都道府県知事が鳥獣全般を対象として策定する「鳥獣保護事業計画」を「鳥獣保護管理事業計画」に改め、生息数が減少をし保護すべき鳥獣を「第一種特定鳥獣」に、生息数が増加し管理すべき鳥獣を「第二種特定鳥獣」に指定し、それぞれ第一種特定鳥獣保護計画、第二種特定鳥獣管理計画を作成をすることができるものとされました。

三つ目は、「指定管理鳥獣捕獲等事業の創設」についてで、都道府県または国が捕獲事業を実施をすることができることとされ、この場合、捕獲等の許可を不要とされ、また、夜間の銃による捕獲を可能にする規制緩和などが加えられました。

この事業は、これも新たに創設をされました認定鳥獣捕獲等事業者に委託することができるものとされています。

他には、住居集合地域において麻醉銃による捕獲を可能にすること、網猟及びわな猟について、取得可能年齢を20歳以上から18歳以上に引き下げる等でございます。

次に、御質問の2点目、「鋸南町有害鳥獣対策にどのような影響が出てくるのか」についてであります。初めに、鋸南町有害鳥獣対策協議会が実施している一斉駆除について、御説明をさせていただきます。

平成26年4月現在の鋸南町有害鳥獣対策協議会の会員数は84名で、うち銃砲所持許可証を持っている会員は31名となっております。

平成25年度の鋸南町における有害鳥獣捕獲頭数は、サルが66頭、シカが75頭、イ

ノシシが 562 頭、ハクビシンが 36 頭、キョンが 10 頭の計 749 頭でございます。

さて、平成 25 年度の一斉駆除は、述べ 14 回を実施し、銃砲所持許可証を持っている会員のうち常時 10 名から 15 名が参加をし、延べ 175 人の方々が参加をしております。この一斉駆除での有害鳥獣捕獲頭数は、シカが 25 頭、キョン、イノシシが 36、キョンが 7 頭の併せて 68 頭でございます。

この実績は、一斉駆除隊をまとめる強いリーダーを中心に、追い出しであるセコと一体で活動するよう訓練をされた猟犬と地域の山々を知り尽くし有害鳥獣の生態に精通をしている駆除員の見事な連携並びに信頼関係からなるものでございます。駆除員の皆さんの日頃の活動に対し感謝申し上げる次第であります。

さて、御質問についてであります。鋸南町有害鳥獣対策協議会の将来において、担い手の高齢化等により、現在の捕獲体制が維持できなくなるようであれば、認定鳥獣捕獲等事業者を導入するという選択肢が広がることが考えられます。

しかし、その反面、町の地形を知らない方々が有害鳥獣対策に関わることになり、捕獲実績や山間部での農作業従事者の安全面など危惧される面もございます。認定鳥獣保護等事業者の導入にあたりましては、十分な検討が必要であると考えているところであります。

次に、御質問の 3 点目、「認定鳥獣捕獲等事業者制度の内容と鋸南町有害鳥獣対策協議会が検討している鳥獣被害対策実施隊との関わりはどうか」についてであります。前段の「認定鳥獣捕獲等事業者制度の内容」についてですが、鳥獣の捕獲等をする事業を実施をする者は、鳥獣の捕獲等に係る安全管理体制や従事する者の技能及び知識が一定の基準に適合をしていることについて都道府県知事の認定を受けることができるとされております。

この一定の基準ですが、捕獲の際の安全管理を図るための体制、夜間銃猟をする際は、その時の安全管理を図るための体制、適正かつ効率的に捕獲をする技能及び知識を有する者であること、従事する者に対する研修が技能及び知識の維持向上に適切であること、その他の事項、とされておりますが、これらの詳細は環境省令で定めることとされております。

また、認定事業者は、都道府県や国が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業の委託を受けることができ、この場合は、捕獲等の許可が不要となること、夜間の銃の猟が可能となること、などの措置のほか、狩猟免許更新時の適性試験の免除なども定められております。

後段の「鋸南町の鳥獣被害対策実施隊との関わりはどうか」についてでございますが、改正鳥獣保護法は 1 年以内に施行することとされておりますので、現時点では、条例等を整備をし、実施隊を設置をする考えに変わりはありません。

実施隊員は、狩猟税が 2 分の 1 に軽減される、非常勤の公務員として公務災害に対する補償が受けられる、猟銃所持許可更新時の技能講習が免除されるなどのメリットがあ

り、町にとっても、実施隊活動のために負担した経費の8割が特別交付税として措置をされます。

政省令の整備を待たなければ何とも申し上げられませんが、県から町に鳥獣被害対策実施隊の設置の要請がありますので、効果的に有害鳥獣を捕獲する方法や実施隊の構成メンバーにとって、一番適切な方法は何か、見極めなければならぬと考えております。

2件目の「安房郡市広域市町村圏事務組合のごみの処理施設について」お答えいたします。

御質問の1点目、「安房広域ごみ処理施設について、これまでの検討の経緯は」についてであります。現在の安房地域のごみの処理の状況は、館山市が館山市清掃センター、鴨川市が鴨川清掃センター、南房総市の内房地区及び鋸南町は、鋸南地区環境衛生組合で行い、南房総市の外房地区は民間に処理を委託をしております。

現在の各施設は、全て稼働開始から27年以上が経過をしており、老朽化が進んでおります。

粗大ごみは、安房郡市広域市町村圏事務組合の粗大ごみ処理施設で処理を行っておりますが、この施設も稼働開始から28年を経過をし、同じく老朽化が進んでおり、施設の更新は緊急を要しております。

このような背景の中で、安房郡市広域市町村圏事務組合では長期的な展望のもとに、ごみ処理施設の基本構想の検討を行い、平成24年3月に「ごみ処理施設基本構想」を策定をしております。

施設建設に関しましては、熱回収施設、リサイクル施設、最終処分場の全てを1カ所にまとめて建設する計画で、その建設用地につきましては、南房総市の千倉町大貫区にお願いをしております。

交渉の経緯につきましては、平成25年1月から安房広域による地元説明会を開始をし、昨年8月に地元住民の皆様を対象として先進施設の視察を実施をするなど、施設の立地について御理解をいただけるように取り組んでまいりました。

これらの結果、去る5月の18日に開催されました大貫区の臨時総会におきまして、建設を前提とした基本事項を整理した基本協定の内容につきまして、承認をされた旨の報告を受けております。

その結果を受けて、安房広域では具体的な事業の準備に入るとともに、5月26日には、「広域ごみ処理施設の建設等に関する基本協定書」について調印を行ったとのごとでございます。

次に御質問の2点目の、「予定地域の住民への対応はどうなっているのか」についてでございますが、先ほど申し上げましたように、建設候補地の大貫区と現時点での基本的事項として整理をした6項目を基本協定とし、協定書を締結をいたしました。協定書の中で、今後協議をすべき部分については見直しを行い、内容の充実を諮っていくものとしております。

協定の事項の一つ目として、「安房広域が広域のごみ処理施設を建設することを前提に、大貫区内の候補地において、環境アセスメント、施設基本計画策定、地質調査及び用地測量を行うことに同意をする」。

二つ目として、「環境アセスメント等の結果、候補地において施設の建設が可能と判断された場合には、安房広域の施設建設地としての位置付けに同意をするものとする。なお、安房広域が施設用地を取得するに当たっては、当該土地の所有者である大貫共有財産管理会と共有地の相続及び共有の整理について協議をするものとする」。

三つ目として「施設へのごみの搬入及び最終処分場の埋め立てを行う期間は 50 年間を超えないものとする」としております。

この項目は最大で 50 年間は施設稼働をさせていただきたいというお願いと同時に、50 年を上限に施設を停止する約束ともなっております。

四つ目として「施設建設に伴う環境対策については、施設の建設に着手するまでの間に、大貫区が安全・安心の確認ができるものとなるよう、具体的な協議を行うものとする」。

五つ目として「施設建設に伴う地域振興については実施をする。なお、地域振興の内容については、必要とされるインフラや周辺環境整備を中心に、大貫区の活性化に資する取り組みを行うこととし、施設の建設に着手するまでの間に具体的な協議を行うものとする」としております。

こちらは、地域振興、いわゆる、地元対策事業につきましては、協議を行いながら、必ず実施をすることを約束するものであります。

最後に六つ目として、「先程、御説明させていただいたとおり、この協定は継続的な協議により見直しを行い、内容の充実を図っていくものである」ということを明文化し、大貫区の皆さんに御理解をいただいております。

次に御質問の 3 点目、「今後の取り組みの方向及び予定はどうか」についてですが、今年度より、環境影響評価及び施設基本計画策定等業務に着手をいたします。こちらは、千葉県条例に基づく環境アセスと焼却方式の決定や関連施設の仕様の検討を行うものとなります。この環境影響評価及び施設基本計画策定等業務は、公募型のプロポーザル方式で行われ、工期は平成 29 年 9 月となっております。

その後に、造成工事、本体建築工事に入り、平成 32 年度の竣工を目標としております。

以上で三国幸次議員の一般質問に対する答弁といたします。

○議長（伊藤茂明）

三国幸次君、再質問ありますか。

はい、三国幸次君。

○12番（三国幸次君）

まず 1 点目の鳥獣保護法改正についての関連です。

私、これを見ましてですね、これまでの鳥獣保護法の大転換というふうに感じました。そういう意味では、環境省が鳥獣の管理と捕獲にのり出すということだと思います。それで、現在のその、有害鳥獣対策などは農水省が補助制度なんかでやっていると思います。それを見ると、違う省庁が同じ有害鳥獣対策を行うということで、これ、取り組みとか仕組みとかいろいろなこと、違いが出てきたりするんじゃないかというふうに私、懸念はあります。

しかし、そこまでやはり有害鳥獣の被害が日本全国に拡大した結果かなというふうに思います。これやはり、農業に相当大きな影響が出ているという認識から、やはりこういう鳥獣保護法の改正にいたったんだなと。

そこで、1点目の、認定事業者の関連でお聞きします。

ここで、県が認定事業者を指定できるとか、それから後、委託をできるとか、答弁がありました。

この、現時点でこれを行う事業者は私はさっと思い浮かばないんですね。現在の民間の企業で、こういうものを、有害鳥獣を捕獲するようなことをやっている業者がいるのかなと。思い当たらないんですね。農水省ではどのような事業者を想定してこの認定事業者というふうに言っているのか。もし、情報がありましたらお答え願えますか。

○議長（伊藤茂明）

地域振興課長菊間幸一君。

○地域振興課長（菊間幸一君）

これにつきまして、国とか県からですね、情報はありますが、報道機関、新聞社等ですねコメント等を見ますと、警備会社等をですね、想定しているという形で記載されております。

その辺の内容につきましては、申し訳ございません、答えることはできませんが、新聞報道等ではですね、警備会社等というような形で記載されておりますので、そのような形で把握しているところでございます。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

はい、三国幸次君。

○12番（三国幸次君）

まあ、警備会社にしても、それは新たにそういう事業分野を行うという、社内の規定を変えたりして新しい特別な組織づくり、人材募集などをやって適合する組織にならないきゃできないわけですよ。そういう意味でいけば、警備会社が一番そういうものをつくるのに、現時点では早い組織かもしれません。

でもこれを後1年以内に施行するといつて、どこまでこれ、法律の中身に沿った農水省のその、捕獲の実績が進むような体制ができるのか、かなり疑問があります。

そして、例えば事業者ができてきたとすると、今度はその事業者は利益を上げなきゃ

いけないというふうになります。そうすると、やはり、事業者が適正な捕獲じゃなくて、不正な捕獲にはったりとかってということも懸念があります。それから県が事業者を指定しますので、これ、1自治体にかぎらないと思います。認定・指定を受けた事業者は、詳しい内容はねこれからとにかく決まるということなんでなんとも言えないかもしれませんが、一自治体の範囲を超えたやはり狩猟活動っていうのが当然として想定できるんですね。そういう意味でこれから一年後に施行ということなんでね。町でも、そういう懸念のこととかなんとか、やはり県や国に意見を挙げていって、町としてねやはり大変なことにならないように、それから後手にならないような対応をするための検討に着手してほしいと、こう思うんですね。その点どうでしょう。

○議長（伊藤茂明）

地域振興課長菊間幸一君。

○地域振興課長（菊間幸一君）

認定の実施につきましては、先ほど町長の答弁で答えさせていただきました。その内容につきましてはですね、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の中におきまして、第18条の5にですね、1から5まで記載されております。その内容を読ませていただいたところでございますが、やはり環境省令ですね、基準に適合するものを定めるという形になっておりますので、その適合の基準等につきまして、町としてですね、今現状の有害鳥獣に携わる人たちからの御意見も聞きですね、町としても意見をしていきたいというふうに考えております。

○議長（伊藤茂明）

再質問は。

はい、三国幸次君。

○12番（三国幸次君）

いずれにしても、これ法案ができたばかりでね、中身はこれからです。

ぜひともね、早めはやめに情報を手に入れるようにしてもらい、それから懸念されることなども検討してもらってね、やはり国や県に意見を挙げてもらって、できるだけ良い内容の法令にしていく方向で取り組みをしてほしいと、これ要望します。

それからですね、3点目の捕獲事業者の制度と実施隊との関連です。これやることとしては、鳥獣の捕獲ということで同じなんですね。でも、環境省の方は捕獲が目的で数を減らすという方に主眼を置いています。実施隊の方は、被害の情報とか、それから出没の情報などに対応をして、その調査や管理とか、そういうものにも対応するようなのが実施隊です。そういう意味で若干制約が違いますし、それから地元に着した人たちがやるという面でも違いがありますね。それで、そういう意味でいけばとにかくそれを担う人たちっていうのは、どちらも狩猟免許を持った人たちなんですね。例えば業者が大掛かりに免許を持っている人を募集してね、事業者になろうとしてやった場合、今度は市町村がつくる実施隊のメンバーが、そちらの方に取られてしまうということも想定

されるわけです。そういう意味でいくと、雇用されればある程度収入が保証されますね、そういう意味では、そちらにはしる免許を持った人たち、あるいは事業者が狩猟、銃を取る人を育成ということも考えられます。

そういう意味では若い人たちがそういうものに従事する人たちが増えてかかわる人が増えてくれる、これは前向きな方向として考えられることです。

それぞれさまざまありますけれども、とにかく今農水省のこの事業と、それから、環境省の事業ということで、省庁は違いますけれども、受ける側、自治体からすれば同じ人たちがどちらもかかわることになりますのでね、これやはりうまくいくようにぜひ検討してほしい。これも、考えがあれば、お答え願えますか。

○議長（伊藤茂明）

地域振興課長菊間幸一君。

○地域振興課長（菊間幸一君）

町長の答弁の中にもありましたとおり、今鋸南町が行っている一斉駆除、このやり方がですね、私はベストだと思っています。強いリーダーがいて、それに伴って素晴らしい犬、猟犬をもってですね、地域を知っている人たちが安全な場所ですね、他の人に当たらないような、事故のないような形で行っている。

この状況はですね、やはり有害獣を駆除するには適正であり、また、地域の方々が農業等に従事していてもですね、安全な状況だと思っておりますので、ただ単にそういう組織がつくられて、山、地域を知らない人たちがですね、入るような形っていうのは非常に危惧されるところでございます。

ただし、夜間ですね、銃等によって駆除できるということはですね、一つのこれは魅力でございまして、なかなかどうしても有害獣っていうのは夜間に活動するわけでございますので、その辺につきましては十分に検討する必要があるというふうに思っております。

○議長（伊藤茂明）

再質問は。

はい、三国幸次君。

○12番（三国幸次君）

いずれにしてもね、懸念されること、それから前向きに捉えられる面があります。

ぜひとも、情報が入りましたら、議員にも知らせてもらいたいと思います。

そして、この1点目の質問の最後にね、要望をしたいと思います。

昨年度で、県の電気柵に対する補助がなくなって、国の制度が一本化されました。町は電気柵の補助6分の1を継続してやっていって、個人で町の補助だけでもよければ受け付けますということで、鋸南町では6分の1の電気柵の、個人のやる、電気柵の設置にも補助を続けております。で、国の事業になるとやはり個人では申し込めなくなる。団体とか、一定の規模のものでないと補助が受けられなくなってしまうという、いう

と、個人でやりたいという人が取り残されてしまい、結局できなくて荒れる所が増えるということも想定できます。

私、これ、できればですね、これ県にもこの補助制度の復活をね、強く要望してもらいたいと同時に町でもう少しこの補助を増やせないかどうか、ぜひ検討してほしいと、要望して、2件目の質問に移ります。

鋸南地区の安房地域、広域市町村圏事務組合のごみ処理施設です。

これ答弁にあったように、焼却施設とリサイクル施設と埋め立て施設、これ三つを一定の地域に一体で建設するという事なんですね、これ、それで一つ取っただけでも相当膨大な大変な中身だと思います。

私何度か焼却施設やリサイクル施設、最終処分場の先進地など、視察も行きました。今の施設は本当に素晴らしい施設なんですね。

本当に有害物質も全く出さないような、すごい立派な施設も今どんどんできています。逆に言えば、そういう施設にしないといけないという時代だからこそ、この一体で全て1カ所にまとめた方向にということだと思います。となると、経費も大変ですけども、再質問で聞きたいのは、現時点で広域で考えている、焼却の方式ね。どのような炉が候補として挙がっているのか。その方式の特徴みたいなもの、もし答えられたらお答え願えますか。

○議長（伊藤茂明）

地域振興課長菊間幸一君。

○地域振興課長（菊間幸一君）

安房広域で24年の3月にこの関係の構想をまとめております。

それで残りましたのが、まず一つ目としてはストーカー式焼却炉という形が一つあります。これにつきましては、鋸南衛生組合、大谷地区ですが、そこが行っている方式というふうに認識していただければいいと思います。

これにつきましては、ごみをですね、ストーカーの上で移動させて処理する焼却炉でございまして、乾燥・燃焼・後燃焼の段階に分かれておりまして、下の方から燃焼用の空気を送り、炉の上部から輻射熱や燃焼ガスによって、接触電熱によって、ごみを燃やすというような方法でございまして。この特徴につきましては、燃焼が緩やかで長い時間がかかる一方で、安定した燃焼がしやすい利点があるということでございます。また、収集したごみを前処理する必要がなくて、大規模な施設の建設が可能という形になっております。

そして、熔融炉、及び熔融炉のための付帯設備がないために安い金額でできるという形になります。しかしながら、短所といたしましては、焼却量のおよそ10%から13%の埋め立て物ですね、生ずる、燃え残りって言うんですかね、それと煤とを埋め立てる必要があるという形で、850℃くらいで燃やすためにですね、どうしても残り物が出てくるという形で、最終処分場が必要であって、面積がやはり多くなるというような形

の短所もございます。

それからもう一つの方法として、シャフト炉式というのがございます。これにつきましては、従来のものより高温の 1,200℃から 1,500℃で燃焼させるために、プラスチック・金・ガラスなど、ほとんどすべての物を高温で溶かすことができまして、ダイオキシン類の発生を大幅に抑制することが可能という形で燃え残りが少なく、煤等は焼却量の 3%という形になりますが、やはりこの機械につきましては、専門的な知識等が必要になりますので、維持管理、あるいは建設時に、先ほど言いました熔融量及び熔融のための付帯設備等が逆に必要になりますので、建設時は高いという形になりますが、燃焼量の方が 3%で済みますので、最終処分場等につきましてはですね、面積が少なくて済むというような形になってこようかと思えます。

いずれにしましても、長所・短所がございますので、安房広域としてはですね、この両方について、今後基本計画の中で、記載していただくようにですね、プロポーザル等でやっていくという形になります。

○議長（伊藤茂明）

再質問は。

はい、三国幸次君。

○12番（三国幸次君）

焼却炉についてはわかりました。

いずれにしてもこれから決定していくということなんでね、話が進みましたら、これもやはり早く知らせてほしいと。

次に、もう一つの施設のリサイクル施設というのがあります。

これももし、検討されている内容とかなんとかがわかったらお答え願えますか。わからなければ結構ですけれども。

○議長（伊藤茂明）

地域振興課長菊間幸一君。

○地域振興課長（菊間幸一君）

これにつきましても、24年の3月の基本構想の中でですね、廃プラスチックなど廃棄物をですね、製品の原材料として再利用するというところでございまして、平成32年につきましてはですね、粗大ごみを1,662トン、不燃ごみを1,426トン、スチール缶を551トン、アルミ缶を316トン、ガラス類を1,263トンというような形で考えておりまして、活動につきましても、休止日等を設けて60%でやるというような形になっておりまして、この施設の規模につきましても、いろいろ方式によりまして、1日32トンをですね、処理できるような施設を考えているという形になっております。

○議長（伊藤茂明）

再質問は。

はい、三国幸次君。

○12番（三国幸次君）

これいずれにしても三つの施設、これ膨大なお金がかかると思います。

今鋸南町でやっている、鋸南地区環境衛生組合の関連、それから今の町がどのくらいごみ処理に負担しているかというものと、それからこの一帯の施設には実際に工事、建設費どのくらいかかって、将来的な負担はどうかのと、もし、試算しているものがあったらお答え願えますか。

なければいいです。

○議長（伊藤茂明）

地域振興課長菊間幸一君。

○地域振興課長（菊間幸一君）

やはりあの、基本構想の中です、総事業費的には212億というような形で出ております。

ただし、これにつきましては、用地費、それから現在の施設です、取り壊しは除いておりますので、またこの後基本計画がですね、実際に定められますと、金額の方もですね、おおよその金額が出てこようかと思いますが、今の状況としてはその程度でございます。

○議長（伊藤茂明）

再質問は。

はい、三国幸次君。

○12番（三国幸次君）

いずれにしても膨大な金額がかかるのがね、想定されますのでね、鋸南町財政の方もね、やはり将来的なそういう負担を見越して、これからの財政運営をやってほしい。これ、要望して質問を終わります。

○議長（伊藤茂明）

以上で三国幸次君の質問を終了します。

ここで暫時休憩としまして、午後1時半から、1時30分から会議を再開します。

…………… 休 憩・午前11時57分 ……………

…………… 再 開・午後 1時30分 ……………

◎一般質問

◎4番 鈴木辰也 君

○議長（伊藤茂明）

休憩を解いて会議を再開します。

次に、鈴木辰也君の質問を許します。

4番 鈴木辰也君。

〔4番 鈴木辰也君 質問席につく〕

〔ベルが鳴る〕

○4番（鈴木辰也君）

それでは、一般質問をさせていただきます。

私は観光施策についてと、老人福祉センターの運営についての2点質問をさせていただきます。

まずは観光施策について質問をいたします。

現在旧保田小学校跡地に都市交流施設整備事業計画が進んでおります。今現在、町内には道の駅きよなんがあり、敷地内には案内所もあります。

町ではありませんが、観光協会の案内所が保田駅・安房勝山駅にもあります。

今後町として、道の駅きよなん、都市交流施設、このような施設をどのように活用し、今後の観光施策に、観光振興に活かしていくのかお伺いします。

また、平成22年3月議会で、観光トイレの維持管理方法について質問をしました。改善された点もありますが、まだまだ不十分だと思いますが、町の考えはいかがでしょうか。

次に、老人福祉センターの運営について質問します。

老人福祉センターの笑楽の湯は温泉引き込み工事が行われております。8月中には温泉の利用ができるようになるということですが、今後笑楽の湯の利用者を増やしていくための施策をどのように考えているのか、お伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（伊藤茂明）

鈴木辰也君の質問について、町長から答弁を願います。

町長 白石治和君。

〔町長 白石治和君 登壇〕

○町長（白石治和君）

それでは、鈴木辰也議員の一般質問に答弁をさせていただきます。

1件目の「観光施策について」お答えいたします。

現在、計画を進めております保田小学校跡地の都市交流施設内にも、南房総の玄関口として、観光情報などのインフォメーションの設置を考えております。

アクアラインの開通後、この南房総地域には関東周辺を中心に多くの方々が来訪されておりますが、海ほたる案内所などからの情報では、多くの方が特別な目的を持たずに訪れていると、そういうことを伺っております。

南房総の玄関口に位置している鋸南町として、これらの来訪するお客様に対して地域の情報を案内をすることは、ごく当たり前のことでありまして、南房総の最初の情報発信基地として、観光客と地域の人々をつなぐ、重要な役割と考えております。現在の道の駅では、南房総地域の観光施設や土産物の購入場所、おいしい食事場所、そしてまた宿泊などの問い合わせも多く、パンフレットではわからない生きた情報を、実際に対面をして御案内をさせていただいており、大変好評を得ていると思っております。

IT化が進む今日、多くの情報が取得可能であります。鋸南町の観光案内は、おもてなしの心で、顔を見ながらの案内を引き続き行ってまいりたいと思っております。

都市交流施設内のインフォメーションにつきましても、各案内所との連携を図りながら、画一的な案内にならないよう、特色をもった案内が必要と考えております。

具体的な案内、連携方法等につきましては、都市交流施設の運営管理事業者が定まりましたら、関係者で協議を重ねてまいりたいと考えております。

次に「観光トイレの維持管理方法について」であります。観光トイレは、海岸線や道の駅など、常設のトイレが6カ所ございます。より使いやすい快適なトイレを目指して、平成21年度には道の駅観光トイレ、平成23年度に元名、中央、大六の各海岸トイレを和式の便器から洋式便器へリニューアルをしております。

清掃につきましては、平成22年3月議会で御意見をいただきまして、道の駅観光トイレの清掃回数を1日1回から2回へ拡充をいたしました。

また、海岸線のトイレは、竜島海岸トイレは週2回、その他の海岸トイレは7月、8月の夏期期間は週2回、通常時期は週1回、臨時職員を雇用して清掃を行っております。

トイレは、使用者のモラルによって清掃の必要頻度も異なってまいります。清掃直後に汚されるケースもありますので、一般職員も含めまして、現場に出た際は、できる限り状況を点検するよう心掛けております。

それでもなお、心無い利用者により、トイレトペーパーの持ち出しや、ごみの放置、落書きなどのいたずらも起こっておりますので、引き続き見回り点検を行い、「トイレの美化」に努めてまいります。

2件目の「老人福祉センターの運営について」お答えをさせていただきます。

「今後、笑楽の湯の利用者を増やしていくための施策をどのように考えているのか」ということですが、御承知のとおり温泉化に向けて昨年度より温泉掘削に着手をし、現在は源泉より温泉を引き込む工事を実施をしております。

工事が完了しましたら、温泉法に基づく温泉利用許可を得て、温泉供用を開始をする予定でありますので、遅くとも8月初旬には皆様に温泉を楽しんでいただけるものと考えております。

また、温泉の供用に併せまして、来客される方々が安心して、快適に御利用いただけるよう、1階トイレの改修工事を行います。

笑楽の湯の利用者は、平成23年度が7,418人、平成24年度が8,736人、平成25年度が9,111人と年々増加をしております。

本年度からは、自衛隊空挺教育隊レンジャー部隊が、旧佐久間小学校に宿営地を移しまして、年2回、延べ約2カ月間、多い時で1日70名程度の隊員が利用することとなり、益々増加が見込まれる状況がございます。

また、温泉化に伴う施設の利用増加を図るために、平成24年から試行的に実施をしております1月3日からの開館や土日・祝日の開館時間の2時間延長を引き続き実施をいたします。

さらに、2階和室の有効利用なども今後の検討材料としてまいりたいと考えております。

併せまして、各種イベントとの連携により、年間を通じて安定した集客が図れるよう努めてまいりたいと考えております。

これらの取り組みや今後のイベント情報など、広く周知を図っていくことが重要でありますので、パンフレットの作成、町報の掲載や町ホームページの充実など、さまざまな媒体の利活用にも努めてまいりたいと思っております。

笑楽の湯の施設は、老人福祉法に基づき整備された施設であります。町内外の多くの方々に広く御利用いただき、水仙や桜などの花観光へ結び付けることはもちろんのこと、佐久間地域の特徴・目玉・象徴となる施設としての運営を心がけ、利用者の増加に努めてまいりたいと考えております。

以上で、鈴木辰也議員の一般質問に対する答弁といたします。

よろしく願いいたします。

○議長（伊藤茂明）

鈴木辰也君、再質問はありますか。

はい、鈴木辰也君。

○4番（鈴木辰也君）

それではまずあの、観光施策についての方で質問をさせていただきたいと思っております。

これはまあ、共通の認識だと思いますけれども、観光というのは鋸南町だけではなくてですね、南房総全体で考えていかななくてはいけないということと、私は思っております。

今、答弁の中で、現在の道の駅では、南房総地域のさまざまな問い合わせに対して生きた情報を案内しているということでしたけれども、この生きた情報を案内するということは非常に大切で良いことだと思いますけれども、この情報収集っていうのは非常に大変なことだと思います。

そうすると、近隣市とのですね、情報の共有・連携が必要不可欠だと思います。今こ

の点についてですね、町の方では近隣市との連携とか、情報の共有についてどのように行っているか、お伺いしたいと思います。

○議長（伊藤茂明）

地域振興課長菊間幸一君。

○地域振興課長（菊間幸一君）

近隣市等の関係につきましては、南房連という組織がございまして、その中でいろいろな情報を基にですね、対応しております。

また、イベント等になりますとその南房連に基づきました形ですね、併せてですね、観光宣伝等行っておりまして、情報を共有しているところでございます。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

はい、鈴木辰也君。

○4番（鈴木辰也君）

そういう組織の中での情報の共有ができるということであれば、まあ、できる限り、新しい情報で来訪者の方に案内をしていただいていることと思います。

まああの、道の駅の案内業務としてはですね、案内所に来ていただいたお客さんに対して案内をするという業務が主となると思いますけれども、もう一つ、この南房総地域に来てもらうっていうように、外に対して発信する業務もあります。

特に今度、今計画されています都市交流施設についてはですね、外に対する情報発信っていうのは非常に重要な業務だと思っております。

今あの、答弁の中ではですね、近隣、関係者で協議をしていくという答弁がありました。それは、この横のつながりの中での連携だと思えます。

町としてですね、外に対して、今その交流施設の方でどういったふうな情報を発信していくっていう考えがあるのか、その点について、お伺いしたいと思います。

○議長（伊藤茂明）

総務企画課長内田正司君。

○総務企画課長（内田正司君）

情報発信の考え方ですけれども、御案内のとおりですね、緊急雇用対策の事業を活用いたしまして、町のホームページのリニューアルをしました。

その中で特に行政サイト、観光サイトということで、非常にリニューアルされて見やすい良いホームページになったと思っております。

その中で、そういう町のホームページを活用する中で情報の更新・発信に努めまして、が、基本ということになると思います。その中で道の駅としてのその案内所にはですね、機器的なことはこれからの検討となりますけれども、機械、ITでの情報発信、また、現場でのコンシェルジュ的な案内ということにも力を入れてまいりたいと思っております。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

はい、鈴木辰也君。

○4番（鈴木辰也君）

まあ、ハードがあればソフトもありますけれども、ソフトは本当に大切なことだと思います。施設がオープンするまでの間にですね、しっかりとですね、そのソフト面についても今進めていただいていることとは思いますが、これがやはりどれだけ充実しているかで、やはり施設の成否って言うか、それは全てではないかもしれませんが、ある程度のお客さんをお呼ぶ基になると思いますから、しっかりとやっていただきたいというふうに思います。

そしてまた、この今計画されている都市交流施設、これをあの、道の駅として申請をするというふうに聞いておりますけれども、そうでしょうか。

○議長（伊藤茂明）

総務企画課長内田正司君。

○総務企画課長（内田正司君）

施設をですね、道の駅としての申請をするということで、考えております。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

はい、鈴木辰也君。

○4番（鈴木辰也君）

まあ、そういうことで、この先認定をされれば、鋸南町には現在あります道の駅きょなんと二つの施設を持つことになると思います。そして、この二つの施設を共存させていくということは本当に大変なことだと、私は思います。

今現在ある道の駅もですね、そういう共存をさせていくということであれば、今後ちゃんとした計画を立ててですね、先ほど町長の他の議員さんの答弁の中にもあったように、今の道の駅は大家としてやっているということですから、大家としてしっかりと計画を立てて、整備をしていかななくてはいけないと私は思いますけれどもその点の考えはいかがでしょうか。

○議長（伊藤茂明）

町長白石治和君。

○町長（白石治和君）

当然ですね、2カ所の道の駅を運営していくという方向でございますので、今の、現在の道の駅もですね、整備をしていかなければならないものと思っております。その流れの中で、担当セクションの方にも話はしてございますが、今1店舗空き店舗があるわけでありまして、やはりあの、集客をしていく上でですね、なかなかシャッターが下りている状況はなかなか好ましくない状況もあるわけでありまして、保田小学校の方

の交流施設のまあ、推移を見ながらですね、ひょっとしたら先ほどのあの大家としてやっていくという話の中で、シャッターの下りているところ、シャッターの下りている使っていない店舗の方に案内業務を持っていき、現在の案内業務をやっているところをですね、皆さんに利活用していただくという考え方もあろうかと思っております、多少はですね、なんて言うんですかね、運営していく上で少しでもですね良い形に整えることができると、そんなことも実は思っています。

私は頻繁に道の駅の現在のところに、ある度に寄っておりますけれども、手前味噌ではないですけれども、我々の道の駅の案内業務はかなりすばらしい案内業務を行っている、そう思っていますし、また、生の情報もですね、自ら出かけられた時にですね、自らで生の情報を得てくるとか、そうしてまたあの、案内を請われた時にですね、いろんな角度で、当然業者の方にも連絡を取りながら、情報を取っているような節もございますし、それぞれの駅の案内所の方にもですね、連絡を取りながら、情報を取っているようなこともございますので、なお一層ですね、鈴木議員おっしゃられたソフトの部分をですね、大切に、案内業務を行っていかねばならないと思いますので、これからも、そういう意味では努力をさせていただきたいと思えます。

またあの、現在の道の駅でもですね、やはり整備をしなければならない部分というのはあるわけですから、それもしっかりとですね、できる範囲の中で、きちっとした形を整えていきたいと、そんなことを思っています。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

はい、鈴木辰也君。

○4番（鈴木辰也君）

ぜひですね、計画を立て、予算を付けていただいて、徐々に両方の施設がっていうか、新しい方はまだできてませんが、今ある道の駅の方もしっかりと整備をしていただきたいと思いますというふうに思います。

次に、観光トイレの清掃についてお伺いします。

観光トイレの清掃については、ずいぶん改善されたと思います。しかしながら時々ですけれども、残念ですけれども、汚れているよという声が聞こえます。

それで、答弁の中で清掃の回数とかは答弁をいただきましたので、その、今の現状においてなかなかきれいな状態が保てない時がある。保てないとは言いません。保てない時があるということ。

観光の、観光地のトイレというのはですね、平成22年の3月の議会で私は1回質問して、その時の町長の答弁でもあるように、トイレは町の顔であって、イメージダウンにならないようにすることや、案内をしっかりとすることというふうにお答えいただいています。私もその時にも、その通りだというふうにお答えをしました。イメージダウンにならないようにするということはですね、それはどういう状況であれ、トイレをきれ

いな状態に保って、お客さんに気持ち良く使っていただくということに尽きると思います。

今後ですね、いままで以上にですね、観光客の方に鋸南町に来訪していただいて、今まで以上のお客さん呼び込もうというふうに考えている時に、今の状態ではですね、私は良いとは思えないんです。

ですからトイレの清掃については、お金をかければ良いとか、そういうことだけではなくてですね、気づいた人が、皆がですね、トイレ、町の職員の方もそうですし、町民皆さんが同じ方向を向いてですね、トイレをきれいにして、観光地のトイレですからきれいにしていかなければいけないという思いをまず持たないと、なかなかトイレをきれいに維持するっていうのは難しいというふうに思っております。

それで、町としてはですね、今あの、職員の方が外に出た時にもトイレに寄って汚れていけば対応していただいているということですのでけれども、それでも、担当課の方か、職員の方全員でそういう行動をしているのか私ちょっと確認してなくてわかりませんが、今以上にですね、きれいにやっぱり私はトイレは管理していかないと 생각합니다。

町として今後どのように、今の状態はありますけれども、今後ですね、どのようにトイレの管理、維持管理をしていくか、もう一度お答えいただきたいと思います。

○議長（伊藤茂明）

町長白石治和君。

○町長（白石治和君）

現在あるですね、公衆トイレって言いますかね、そういうものの維持管理という話だと思います。ただ当然あの我々観光地ですから、まず第1がやっぱり、22年の時にお話しさせていただいたように、トイレは我々地域の顔ですからというお話をさせていただいたとおりでありまして、当然あのですね、環境を整えていくことがやはり、観光地の、まず第1の原点だと思っていますので、お陰さまで我々の町は、諸般の報告の中もお話させていただきましたごみゼロ運動ですとか、町内一斉清掃ですとか、そういう角度で、かなりあの、エリア的にはですね、きれいになっていると、そう思っているところではありますが、先ほどまでは、先ほどの答弁の中ではですね、踏み込む部分がなかったわけではありますが、今後ですね、清掃回数を増やすとか、それとまたもう1点はですね、中に表示をしてですね、「汚れていた場合には御一報ください」ですとか、近隣のあの住民の方々をお願いをしていくとか、そういう方法をですね、とらせていただきたいと、そんなことも思っております。

一番良いのはですね、一番良いのはトイレは、経済活動ができる場所のトイレを使わせていただくことが一番良いことではありますが、いずれにしても設置をしてあるトイレがありますから、いままで以上にですね、きれいにしていくということは必要だと思っていますので、今後、その辺のことをですね、検討をしてまいりたいと、そう思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

はい、鈴木辰也君。

○4番（鈴木辰也君）

今の町長の答弁は私が考えていたことでもありまして、やはりトイレの中にそういう「御一報ください」というあれはぜひ早急にやっていただければいいなというふうに思います。

それではあの、次にですね、笑楽の湯に、利用についてお伺いしたいと思います。

答弁の中でも、笑楽の湯の利用者は年々増加しているという答弁がありました。本当に素晴らしいことだと思います。

1月3日からの開館や、土曜日曜祝日の開館時間を2時間延長してきたりといういろいろな施策の効果が表れてきているのではないかなというふうに思っております。

今回、自衛隊の空挺教育隊レンジャー部隊の宿営地が旧佐久間小学校となって、隊員の方々が、笑楽の湯を利用しているということですが、どのような利用方法で利用しているかお伺いします。

○議長（伊藤茂明）

保健福祉課長渡邊昌廣君。

○保健福祉課長（渡邊昌廣君）

それでは、まず自衛隊さんの利用方法について、御説明いたします。

平日は4時まで一般のお客様が御利用なさいます。

その後、2時間程度を一般のお客様に迷惑がかからないよう、入浴時間終了後から2時間程度を御利用いただくような形で現在御利用いただいております。

ただ、土日祝日等休日につきましては、一般のお客様が10時から夕方6時までご利用いただきますので、その後、2時間程度、夜8時くらいまでを目途に御利用いただくような形で協議をさせていただきました。そんな中で実際に御利用していただいた状況ですが、多い日で69名、少ない日だと10名程度、日によってちょっとばらつきがございますが、休日等につきましては、夜7時から遅くても8時には入浴を終えていただきます。

平日につきましては、ほぼ時間内で入浴が可能ということですので、時間延長等は平日、特に多い日は別ですが、通常の平日につきましては、ほぼ時間内どおりで終了をさせていただいているところでございます。

また、利用につきましては、前日に概ねの利用者数を事前に御連絡いただいで準備の方をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

はい、鈴木辰也君。

○4番（鈴木辰也君）

平日は定時の利用の中で入浴していただいているということで、土日祝日については、まあ、18時までが一般の人が使っているんで、それ以降の約2時間ということで、利用していただいているふうな答弁をいただきましたけれども、その土日祝日の、6時から、18時から20時、約20時までの、自衛隊の方が入浴している時のですね、勤務体制ってというのは、どのようにとっておりますでしょうか。

○議長（伊藤茂明）

保健福祉課長渡邊昌廣君。

○保健福祉課長（渡邊昌廣君）

まずですね、自衛隊に限らず、土日祝日、休日の対応でございますが、勤務時間は8時半から19時15分までとなって、拘束時間が非常に長くなります。そのために途中で2時間休憩をしていただいて、特別にお願いをして、この時間で対応をしていただいているところでございます。

で、職員は1名、臨時職員2名で一応対応をさせていただいているところでございます。現在、自衛隊さんが御入浴いただいている件につきましては、最後まで職員が1名残りまして、職員が鍵をかけて帰るような対応をしております。

それで、職員は勤務がかなり長くなってしまいますので、例えば遅くなる日に限ってですが、フレックス制を導入させていただいて、遅く出勤させて、夜8時まで残るとか、そのような。毎日ではございませんので、スポット的でありますので、そのような対応をさせていただいているところでございます。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

はい、鈴木辰也君。

○4番（鈴木辰也君）

まあ、土日祝日については、フレックス制で対応をしているということです。

まああの、そういうことであれば、自衛隊さんが使っている期間以外でも土日祝日については時間延長を、いままでやっている2時間じゃなくて、もう少し延長して、対応をすることができると思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（伊藤茂明）

保健福祉課長渡邊昌廣君。

○保健福祉課長（渡邊昌廣君）

今もう、申しあげましたとおり、仮に6時まで入浴時間を延長すると、夜7時15分まで拘束されるわけでございます。それからまた2時間延長、2時間に限らず、1時間でも2時間でも延長するとなると、終わる時間が8時15分、9時15分というような形で拘束時間が長くなりますので、今後はですね、利用者の動向を見ながら、季節に応じ

て時間延長等を今後検討していきたいと考えております。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

はい、鈴木辰也君。

○4番（鈴木辰也君）

その利用者の方の人数の割合っていうんですかね、あの、カウントしていると思えますけれども、土日祝日の延長時間の年間の利用者のデータとかありますでしょうか。

○議長（伊藤茂明）

保健福祉課長渡邊昌廣君。

○保健福祉課長（渡邊昌廣君）

お答えします。

25年度実績でございますが、合計で先ほど言いましたとおり、9,111名の入浴者数がございました。そのうち、9時から10時、朝一番が、一番、あ、これは利用時間というか、入浴の受付時間で人数を把握しております。実際に入浴している時間はちょっとわかりませんので、受け付けた時間でございますが、9時から10時が一番多くてですね1,637名。全体の18%を占めてございます。

午前中が全体で、1年間で、3,548名。率にいたしまして、39%の方が午前中利用しております。午後は5,563名、61%の方が午後利用しております。

それで、土日のこの時間延長でございますが、4時から5時までですと、615名、年間で615名全体の7%。5時から夕方6時までですと、年間で8名ということで、%にしますと、0.6%程度ですかね。の、利用となっております。

以上です。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

はい、鈴木辰也君。

○4番（鈴木辰也君）

そのデータの言え、5時から6時っていうのはほとんど利用者がいないというふうになりますけれども、私はあの、それが入館時ということであれば、それがもう1時間延長、時間が延長していればその時間も増える可能性は無きにしも非ず。

ですからあの、今回は、温泉を引いたわけですから、いかに利用していただくお客さんを増やすかということを考えていかなければ私はいけないと思います。

ただそこに対して、時間延長するためにですね、コストがかかりすぎてもそれはいけない。ただ、そういうフレックス制とか、いろいろな方法を用いて、経費がかからない。できるだけかからず時間延長ができて、お客さんが多く受け入れられるという方法があれば、あらゆる方法をですね、試していただきたいんですね。最初からできないとか、人が少ない。入る人が少ないとかじゃなくてですね、私は時間的な数字も出ていますけ

れども、じゃあそのお風呂に入る人が5時過ぎに来て、6時に閉館するのに、急いで帰る。慌てて帰るっていうような入り方はしないんじゃないかなと思います。

ですから、ありとあらゆるですね、方法を取っていただいて、まあ、今回温泉になりました、なるんで、利用者の方を増やしていただきたいと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（伊藤茂明）

町長白石治和君。

○町長（白石治和君）

鈴木議員、当然の話でありまして、今年の5月の連休の時も、ちょうど連休の間の日だったですかね、5月の、私が直接行って聞き取りした時に、5月の4日だかの日です、1日に200名の方が入浴されたということでございまして、200名が来られますと、やはりあの、待っていただく状況があるということでございますので、現在の浴槽の大きさではですね、1日200名の、時間的にですね、通常の開館であれば200名が限度かなというふうな感じはしないわけではないです。

が、しかしですね、平日と言いますか通常の日、営業って言いますか、開館日にはそんなにお客さんが来られないわけですから、前から職員の方には話をさせていただいておりますが、場合によってはですね、保健福祉課の方に車両があるわけですから、片道だけでも、送か迎か、どっちかしたらっていう話もさせていただいておりますし、それはどういうことかと言いますと、片一方は循環バス使っていただきたいと。片一方は送か迎か、行っても良いんじゃないですかというふうな話もさせていただいておりますし、特にあの、今回ですね、自衛隊の空挺の皆さんが増になったということは、これはあのですね、通常の話じゃないわけでありまして、特殊な事案、特殊な状況の増ですから、それはそれとしてですね、プラス、ある意味ではボーナスのような形のものでありますから、通常を増をどうするかということですね、今後ですね、折角温泉になったわけですから、それをですね、模索をしていきたいなど、そんなことを思いますし、で、あそこではですね、入口でたまに待っていますと、「温泉ですか」とそういうような聞かれ方をされるお客さんがおられます。「今水道の水を」というような表現をしますと、お帰りになってしまいますので、温泉ですかというような問いかけをするお客さんにはですね、今回の温泉化によってですね、その皆さんが利用をしていただける要素はですね、多分に多いと思いますので。

話を聞いていますと、房総の温泉めぐりもそこにある意味では観光の要素の一つになっているという話もございまして、これからですね、やはりもう少し対外的に温泉であるということ表現しながらですね、お客様の増につなげることをですね、努力をさせていただきたいと、そんなことを実は思っておりますので、これから職員の方に指示をさせていただいて、その辺のことをですね、検討に値をするということで、御理解をいただきたいと思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

はい、鈴木辰也君。

○4番（鈴木辰也君）

ぜひですね、送迎の送でも迎でも、どっちでも、どちらかということであれば、そういうことができるのであれば、指示を出していただいて、対応していただきたいなというふうに思います。

また、考え方としては、一つの考え方として、団体の予約をスポットで、単で、単体で取るということもできるのではないかなというふうには思います。何人以上であれば、じゃあその時間、一般のお客さんが終わった後でも予約をいただければ対応しますとか、いろいろな考え方ができると思います。

今町長から答弁いただいたようにですね、温泉になったんですからできる限りPRをしていただいて、いろんな方に入っていただきたい。

そして、あそこの施設は商業施設じゃありませんけれども、鋸南町に来て、遊んで、あそこでお風呂に入って、帰っていただくと、それがやはり、鋸南町にとっても一番良いことだと思いますんで、そういう施策っていうんですかね、対応はですね、できる限り、迅速に。

まあ、温泉化したらすぐにできるような体制をとっていただくようお願いをいたします。

終わります。

○議長（伊藤茂明）

以上で鈴木辰也君の質問を終了します。

ここで暫時休憩をし、午後2時20分から再開をいたします。

…………… 休 憩・午後 2時08分 ……………

…………… 再 開・午後 2時20分 ……………

◎一般質問

◎3番 緒方 猛 君

○議長（伊藤茂明）

休憩を解いて、会議を再開します。

なお、10番 平島孝一郎君より退席の申し出が出ております。

次に、緒方猛君の質問を許します。

3番 緒方猛君。

[ベルが鳴る]

○3番（緒方猛君）

えっと、あの、ちょっと今日はあの声あまりあの、正しく出ませんので、聞き苦しい点があるかもわかりませんが、御容赦いただきたいと思います。

私の今日の質問はですね、自治体経営と人口問題ということでお尋ねをしたいという具合に思っております。

何回か人口問題については私は取り上げさせてもらっております。なぜかって言うと、どなたも、御案内のとおりだと思いますが、町ですね、最大の課題の一つが人口問題だということと、そう簡単にこれが解決できないという要素があるという具合に思っておりますので、それだけに慎重にですね、かつ多角的に、一つの問題が解決すればそれで万事オーケーということではないだけにですね、あれもこれも皆なんですよ。それを皆にかかわっている。恐らく行政もそうだと思いますし、地域の事業だとかですね、お店の人もそうだし、個人的な問題もあるかもわかりません。

だけどそれを束ねていくのは、地方の自治体って言いますかね、私どもは町長さんにこの町の、自治体の運営を任せているわけですから、その面ではここでやっぱり議論をしていかなきゃならんと、そういう具合に思っております。

そういう観点から今日はお尋ねをしていきたいという具合に思います。

ちょっとあの、質問のところを読ませてもらいます。

自治体経営の総合評価とも思える人口増減、人口の減少が進む日本の中においてですね、これは極端な言い方なんですけど、宝の山をですね、持っているなら別だが、交付税頼みですね、財政では人口の大幅な減少は、経済学的に言っても当該自治体経営の大きな問題ですと、これは過去にも私はこういう言い方をしたと思います。

で、いままで私は改善のですね、いろんなところの、周辺の自治体だとか、それからとりわけ豊後高田ですね、大分の豊後高田、日本で一番住みたくなる田舎都市、豊後高田の件だとか、そういう所を多少は情報を仕入れてですね、こういうことやってますよ、ああいうことやってますよと、できることがあったらこの町でもやってほしいということも申し上げました。

についてはですね、町長さんも、そのことについては研究の価値があるなど。プラスになることだったらやっていかなきゃならんとという回答もですね、過去には貰っております。そういうようなですね、糸口がないか、提案とですね、を、しながら質問を行ってきました。

そこでですね、5月に発表されました日本創成会議、人口減少問題検討分科会、御案内のとおり新聞に載っていた記事ですが、の、提言によりますとですね、鋸南町は20代から30代の女性の割合が2040年にはですね、2010年比で70.1%減少すると記載されて、記事になりました。

これは、県下ではですね、3番目の大きさの減少率です。また、若年女性の割合が30%を、あ、50%を超えるとですね、その自治体の運営が厳しくなって将来消滅の可能性がある。ここまで地域崩壊のですね、危険を指摘するという、まあ大変ショッキングな新聞記事になっておりました。

そこで伺いたいと思います。

一つ目、この発表を聞いてですね、町民は大変不安に感じているという具合に思います。私もその一人です。町長さんはこれをですね、どのように感じましたかっていうのが一つ目の質問です。

それから二つ目はですね、町では交流人口の増加を促進し、定住化を進めるという具合に常々私の質問に対して回答してくれ、回答してきております。以前、人口問題について一般質問を行った際、都市型、都市交流施設整備計画が過疎を食い止める起爆剤としてですね、筋道が立っているというような答弁がありました。これがですね、人口対策、人口減対策の効果から見て、どのような効果がですね、どれほどの効果があるという具合に推測しているのか、読んでいるのかということが二つ目の質問です。

それから三つ目はですね、交流人口っていうことを盛んに言います。交流人口を増やして、定住化につなげていくんだと、これ、理屈ではわかります。だけど私はそれはそう簡単にはいかないんだという具合に思っているのが私の持論なんです。で、交流人口と定住化の関係は現実ですね、どのような裏付けがあって、その相関関係はどういうことになっているんですか、本当にあるんですか、という具合に思っております。

以上、最初の質問をさせていただきます。

お願いします。

○議長（伊藤茂明）

緒方猛君の質問について、町長から答弁を願います。

町長 白石治和君。

〔町長 白石治和君 登壇〕

○町長（白石治和君）

緒方猛議員の一般質問に答弁いたします。

御質問の1点目、「日本創成会議・人口減少問題検討分科会が発表した将来推計人口を聞いて、町民は不安を感じていると思う。町長はこれをどのように感じているのか」についてでございます。

今回、日本創成会議・人口減少問題検討分科会が発表した将来推計人口は、地方を中心に人口減少が深刻化する中で、このまま推移をすれば将来消滅する可能性が高い地域はどこか、一つの試みとして、人口の再生産力に着目をして、試算されたものと伺っております。

この再生産力に関しましては、いくつかの指標が用いられるようではありますが、今回の推計では、より簡潔な指標として、特殊出生率の95%を占める20歳から39歳の女

性、若年女性人口を指標として用いているわけであります。

鋸南町において、このまま人口移動が収束しないと仮定した場合の将来推計人口では、2010年、平成22年の若年女性人口が641人に対し、30年後の2040年、平成52年には191人、減少率70.1%で、議員がお示しをしたとおりでございます。

この若年女性人口が減少し続ける限りは、人口の再生産力も低下をし続け、人口減少に歯止めがかからない状況が続くとしており、2010年から2040年までの間に、20歳から39歳までの女性人口が5割以下に減少する自治体数は、896自治体、全体の49.8%、約50%に、半分にのぼる結果となっており、これらを「消滅可能性都市」としております。

この結果に関しましては、緒方議員からの人口減少に関する一連の御質問に対し、答弁をさせていただいておりますとおり、大変憂慮すべき状況と認識をいたしております。

引き続き、定住人口の減少を少しでも食い止めるための施策を全庁的に取り組んでいきたいと改めて認識をいたした次第であります。

なお、日本創成会議・人口減少問題検討分科会が示した“将来消滅の可能性がある”とした考え方につきましては、過疎地域が、都会に比べ地域のつながりがはるかに強い集落であることから、簡単には消えないと反論する専門家もおられます。

国の総人口が減少に転じる有史以来の現象に対し、将来を見通すことは容易ではありませんが、町や地域、集落が簡単に消滅することは想像は私ではできません。

この地域で暮らし続けることが、現に暮らしている皆さんの願いでもありますし、地域全体で活性化や安心して暮らせる地域づくりを進めて来られ、これからの将来も、地域ひいては町全体の絆、強いつながりによって、継続的に取り組まれていくものと思っております。

また、地方の急激な人口減少問題に対して、将来推計人口を公表した日本創成会議・人口減少問題検討分科会では、少子化を食い止める戦略や地方から大都市への人の流れを変える戦略、さらに女性や高齢者、海外人材の活躍戦略など、基本方針と主な施策を提案をしています。

これらの戦略を地方のみの課題として位置付けるのではなくて、国民全員で共有を図ることが必要だと唱えております。

地方の人口減少問題は、国家戦略として取り組むべき施策と、地方の行政機関として取り組むべき施策、さらには、民間企業や地域、そして個人として取り組むべき事項が混在をしており、これらを複合的に推進していくことが求められると思っております。

政府は、将来の急激な人口減少問題に対応するため、安倍首相を本部長とする総合戦略本部を設置する方針を固め、経済財政運営の基本方針である「骨太の方針」に、初めて人口減少問題に言及するとの報道も伝わっております。

今後、国が重要課題として推進をする地方の再生や少子化に関する施策につきまして、動向を注視をしてまいりたいと存じます。

また、地方の行政機関として、人を呼び込むための魅力あるまちづくりや若者を中心とした子育て支援、住環境整備の支援など、取り組むべき施策を着実に推進をしてまいりたいと存じます。

御質問の2点目、「人口減対策の効果の見通しは」についてであります。人口減少の問題では、改めて御説明するまでもなく、少子化や高齢化など自然的要因と、人口の流出や町外からの移住者などの社会的要因に起因をし、それぞれ対策を講ずる必要があると思っております。

自然的要因に対する施策では、義務教育施設や保育所の整備、延長保育、さらには学童保育の公設公営など、子育て支援としての施設整備で一定の成果を上げているものと思っております。

また、全国的に評価をいただいている高齢者の介護予防対策、そして結婚相談事業などソフト面での対策も講じているところでございます。

一方、社会的な要因への対処であります。住宅取得奨励金事業の導入や空き家対策など住環境の整備に努めているほか、町外からの移住者を呼び込むため、交流人口の増加策として、花木による景観整備、都市交流施設の整備、さらには農業体験、地域の魅力を発信するイベントの開催など、町民の皆さんとともに施策を推進をしているところでございます。

特に、花木による景観整備では、自然志向の高まりから、全国の様々な地域で、自然景観を観光資源とする取り組みが進められておりますが、いち早くその醸成に取り組み、一貫して施策を推進してきた当町の実績は、町内外から高い評価を得ておりまして、観光資源として定着をしつつあります。

今後は、交流施設を中心として鋸南町の魅力を発信することや、できるだけ長い時間、町に滞在いただける施設整備やイベントの開催、体験メニューなど、官民協働による施策を講じていくことで、定住化の効果が表れてくるものと考えております。

議員御質問の、人口減の効果の見通しを数値で示すことはできませんが、道筋は立っており、着実に進捗しているものと考えております。

御質問の3点目、「交流人口と定住化の関係は、現在、現実どのような裏付けや相関関係があるのか。」についてであります。鋸南町では、定住化を推進する上で、地域内での雇用の創出が困難なことから、交流人口の増加を図ることで、二拠点の居住なども含めた定住促進への転換を図る方針を進めております。

一般的な交流人口と定住化の関係では、定住人口が減少傾向にある地域において、その補完を目的に、交流人口の増加策を展開する自治体が見受けられます。

来訪者による地域経済の底上げや、地域の賑わい創出による活性化を図ろうとするものでございます。

なお、鋸南町における過去の交流人口と定住人口の関係では、その推移に一致した傾向は表れておりません。

交流人口は、高速道路網の整備や観光資源、観光客のレジャーの志向の変化によって増減するもので、昨今は外国人旅行客の動向も大きく左右するなど、外的な要因によって大きく影響をしております。

一方、定住人口は、インフラ整備や民間による事業投資、まちづくりなど、地域の取り組みによって大きく変化をするものと思います。

また、国全体が人口減少に転じる時代では、その先行きは不透明でございます。

しかしながら、定住化を進めていく上で、基本となることは、現に住んでおられる方々が、そこに住み続けていきたいと思える“まちづくり”や景観整備、さらには産業の創出を図っていくことだと思っております。

地域で暮らす皆さんの満足度が高まっていくことが、町外から見た魅力のある地域に醸成されるものと考えております。

引き続き、町民の皆様の目線に立った“まちづくり”を進めてまいりたいと思っております。

以上で、緒方猛議員の一般質問に対する答弁といたします。

○議長（伊藤茂明）

緒方猛君、再質問はありますか。

はい、緒方猛君。

○3番（緒方猛君）

私が多少準備している質問にですね、入らせていただく前に、このことを聞いておきたいんですが、昨年度はですね、他の町からこの町に移住してきた人は何名でしょうか。

そして、その移住してきた人はなにが理由でこの町に入ってきたんでしょうか。お尋ねします。

○議長（伊藤茂明）

はい、税務住民課長福原傳夫君。

○税務住民課長（福原傳夫君）

昨年というよりも、25年ということで説明させていただきたいと思いますが、転入した人口につきましては191人が転入されました。転出もよろしいですか、転出。転入は以上です。

○議長（伊藤茂明）

待ってください。

緒方猛君。

○3番（緒方猛君）

あのね、えっと、多分こういうことだと思うんですよ。

この191人っていうのはですね、鋸南の老人福祉施設だとかですね、それから中学校の前の東京の施設がありますね。ああいう所に入ってきた人も皆、その数字は入っているんですね。

私が過去から聞いた時も、過去に聞いた時も、この何百人だとか、何十人だとかいう

数字があるから、こんなどこに家建てて住んでいるのかなと思うと、そういうところの人なんですよ。

だから、本当にこの町に住み続けるっていうことで、移住してくる人はね、それはアパートでもいいですよ。そういう人は、こんな数字じゃなかったはずなんですよ。ないはずなんです。

で、私は過去から何回か調べた数字を言っていますが、これ副町長さんともお話をこの場でしたことはありますが、4人から7人くらいなんですよ。だから、去年は何人だったのという具合にお尋ねしているんです。それは、191人っていうのは、ちょっと違うんだと思いますよ。

○議長（伊藤茂明）

はい、税務住民課長福原傳夫君。

○税務住民課長（福原傳夫君）

あの、戸籍を移動された、転入された方が25年中にですね、191名ということでございます。世帯ではなく、191名ということです。

○議長（伊藤茂明）

緒方猛君。

○3番（緒方猛君）

あの、過去からね、過去、おたくから改めて教えていただいた時に4人から7人があの、本当の数字ですという具合にちゃんと聞いているんですよ。それが急に190人にもなっちゃうんですか。

ちょっと違うんじゃないんですかそれ。

○議長（伊藤茂明）

総務企画課長内田正司君。

○総務企画課長（内田正司君）

例えばですね、転入の191人という数字はですね、特にあの、例えば実家がここにあるってですね、例えば外に出ていた方がまた家に戻るとかですね、あるいは議員おっしゃるように施設に入って来た方の人口とかっていろいろあると思いますけれども、これはそういう意味で、町外から来た方と言うか、転入の理由の分析をした数値ではなくて、いわゆる転入届を出した方が191人ということで御理解をいただきたいと思います。

それで、関連になろうかと思えますけれども、一般質問、緒方議員からの質問の中で答弁であったのは、ちょっとここにですね、確認申請の手続きのものがあるんですけれども、例えば25年度では、住宅奨励金ですね、町がやっている事業の中で交付したものにしましては、町外の方が7名、7軒と言うんですかね、ございました。

またあの、建築確認のですね、申請届け出のあったものでは、平成25年度では、町外の方の建築確認申請のあったものが7軒ということでございますので、4から7という件数につきましては、こういう住宅関係のところからの推察されると言いますか、そ

ういう方が出したんではないかということの答弁だったと思いますので、この転入につきましては、あくまで転入届のあった 191 人ということで御理解の方をお願いしたいと思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、緒方猛君。

○3番（緒方猛君）

私が今ね、冒頭、なんでそれを聞いたかっていうとですね、この町の、えー、行政のね、運営あの、経営する上において、最大かつ喫緊の課題は町長さんが何回も言うように、あの、人口の減だという具合に答えられていますよね。私もそうだと思うんですよ。

だとしたら、それがどうして管理項目になってねえのかなど。そういう話を以前した時に、副町長さんがなんておっしゃったかって言うと、原点に返って仕事をしなきゃならんということによくわかったという具合に答弁されましたよね。

ちっとも原点に返ってないじゃないですか。

本当の質問をします。

今のやつはよく考えておいてください。

私はですね、これは今回の質問の第1回、一つ目です。

あの、今から三つのことについてお尋ねをしま、あ、四つのことについてお尋ねをします。

私は交流人口もですね、それから花の観光も、イベントの実施もですね、応分の効果が、人口減に対して応分の効果があるということについて否定するものではありません。

しかし、何度も言っていますように、自治体経営の総合評価は人口増減にですね、現れているという具合にも、思っております。そういう立場です。

で、それではですね、それは、ごめんなさい、それは、えー、原則住みづらい町からは人は減り、魅力のない町からは、町にはですね、住民は移ってこない、これは民間企業で言えばですね、人口の増でその自治体の人口増減は、その自治体っていうのを一つの企業だという具合に置き換えればですねお客様の数だとか、売上高に匹敵するものと思っております。

それほど人口増減っていうのは、それぞれの自治体においてですね、大切な物なんだと、その自治体の力を表すものなんだと、住みよいか環境だとかなんかを含めてですね、悪い所には来ないんですよ。隣に行っちゃうんですよ、よそに行っちゃうんですよ。

という具合に思っておりますが、この意見についていかがでしょうか。いかがお答えいただけるのでしょうか。

○議長（伊藤茂明）

はい、副町長川名吾一君。

○副町長（川名吾一君）

確かに緒方議員の申し上げるとおりだと、こういうふうに思っております。しかしな

がら、それだけでもって、物事を判断するっていうことはできない部分もあるというふうに思っておりますので、これら定住人口の増については様々な要件の中でこれが解消をされるというものが数多くあると思っておりますので、その辺につきましてはですね、国の方も先ほどの町長の答弁のとおり、この人口の減少について本格的に取り組んでいくっていう報道もございましたので、国が行う施策、対応、そして、それに併せまして地方が行うもの。それらをきちんと整理する中で、先ほどお話もありましたけれども、分析等もして、そして将来に向けてですね、これをどうしていくかということは、ある分では、時間的なものは必要でございますので、いままでもなにもしていなかったということではなくて、努力はしておりますが、それが計数的には反映されていないという実態があるということの認識は持っておりますので、その辺については御理解いただきたいと思っております。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問、緒方猛君。

○3番（緒方猛君）

えっと私がお尋ねしたことに今正しく答えていただけていないんですが、国がどうだこうだっていうですね、例の骨太の方針で、国が最近、ごく最近新聞にですね、大きく取り上げられて、骨太の方針に初めて人口減という問題が、文章になるという形になっていますよね。安倍さんの一声で。

これはどういうことかと言うとですね、いまさら私が言うことじゃないと思うんですけども、この、えっと、日本創成会議というのがですね、2040年にこのままいくとですね、日本の人口がいくらになるかと言うと、えー8,900万になっちゃうんですね。あの、子どもさんを生む年齢がどんどん半分になっちゃう。そうなった時には、日本の人口は今1億2,800万くらいいるんだと思うんですが、それが7,000、8,000、えー、8,900万くらいになっているんです。

で、そこをですね、そんなに減っちゃったんじゃ、なんて言いますかね、日本経済がマイナスのスパイラルに落ちてとんでもないことになっちゃうと。だから安倍さんはどうやってんのかって言うと、1億人くらいのところでなんとか止めたいと、そういうことを言い出しているのが、その、あの、国の方のね、政策なわけです。

したがって、1億人で止まるためには、ここは相当頑張らないとですね、黙ってて1億人で止まるわけじゃないんですよ。黙っていたら日本の人口は9,000、8,900人になる割合で減っちゃうんですよ。

だからそういう問題があるっていうことで、今ちょっと国の政策の問題が出ましたから、そこについてはそういう具合に、私の知る範囲でお答えをさせてもらっております。私がここで聞いたのは、ちょっと違いますよっていうことです。

要は、自治体経営の総合評価は人口増減で評価ができるんですなということが、私は聞きたかったわけです。

それはそうじゃねえんだよと、言うんだったら、それをきちっと答えていただければよかったということです。そういう答えじゃなかったということを確認させてもらいます。

えー、まあ、それはその辺に置いておいてですね、二つ目の質問に入らせてもらいます。

町はですね、平成2年から32年の間、これはあの、この間の、10年の長期計画が出ていますから、総合計画が出てますから、それで32年までの町の人口を推計しています。日本の人口はですね、まだまだ増えている間を含めてですね、わが町は32%もの、人口減を推計しております。今回新たな問題がまた提起されたということになっちゃったわけです。それは若年層の女性が71%近くも減っちゃうっていう、なんて言いますかね、んー、テーマはいままで議論をした中にあまり入ってなかったと思うんですね。

答弁ではですね、先ほどの町長さんの答弁では、大変憂慮すべき状況と認識しているが、町や地域、集落がですね、簡単に消滅するということは想定できませんという具合に答弁されました。これはですね、私もそうあってほしいという具合に思っております。

しかしですね、ちょっと現実的なことを言います。

町内ですね、えー中山間地にたまに行くことがあるんですが、行くとですね、いまままで住んでいたお家が空き家になっていたりですね、することが往々にしてあります。どうしたんだって言うと、もう施設に入っちゃったとか、亡くなってそこ空き家になったんですよって、こういう具合になります。

そういうことがかなり気づくようになってきたというようなことだとかですね、これは本当の数字なんですけど、なによりもですね、8年前、わが町の高齢者の一人暮らし、65歳以上の一人暮らし、これは確か400人だったという具合に、8年前ですよ、言われてたんだと思います。現在は約830人になっています。

これらの問題はですね、実にクリーピングに変化していつているわけです。

クリーピングっていうのは、ちょっと日本語で表しにくいんですけども、要するに忍び寄っているんですね、こういう問題っていうのは。だからじわじわじわじわ、昨日も今日も対して変わらないじゃないか、1週間前・1カ月大して変わらないじゃないかって言って、3年後経って見るとえらく違っちゃったと。足腰が立たなくなっちゃうというようなことが現実の問題で、問題として、ありますねと。

先ほど答弁にもありましたけれども、日本の人口がですね、有史以来初めて経験する急激な減少社会に入ったわけですね。という認識からしたら、先ほどのですね、地域だとか、町だとかですね、集落が簡単に消滅するっていうことはねえだろうという具合に考えるのはちょっと甘いんじゃないんですか。という具合に私は思っております。いかがでしょうか。

○議長（伊藤茂明）

はい、町長白石治和君。

○町長（白石治和君）

確かにですね、甘いと言われれば甘いかもしれません。

しかし、緒方議員の御質問をいただきまして、明治5年のですね、日本の人口がどのくらいあったかということですね、ちょっとあの、調べさせていただきました。

明治5年にですね、日本全国で、3,333万人か35万人なんです。明治5年からですね、現在までで、100何年経っているのかな。

まあ、いずれにしても、百何年か経っていてですね、現在は1億2,000万人という人口でありますから、その間にかなりの人口が増になっている状況があるわけでありまして、明治5年のですね、その三千三百三十何万人の時もですね、我々の町はあったわけでありまして、ですからそう一概にですね、急激に消滅をするということではないわけ。

そういう判断の中で、憂慮すべきことではありますが、そういう認識はですね、持っております。

緒方議員先ほど、いろいろあの、中山間地に行かれた状況ですとかいろいろなお話をされていますが、基本的に我々の町がどうしてそういう現象になったかという要因をですね、まあ、私は私なりに、ある程度こういうことではないのかなというような考え方を持っていますけれども、緒方議員さんはどういう角度でそういう要因があるというような御判断をされておるか、ちょっとお話をいただければと思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、緒方猛君。

○3番（緒方猛君）

先ほどですね、今質問の中で私あの、話をしましたけれども、えっと、8年前のですね、一人暮らしの人が400人だった。今は830人か50人です。

これ一人になるとですね、もう高齢者ですから、いなくなっちゃったら空き家になっちゃうわけですね。そういうことがですね、ここ数年、次から次に起きているんじゃないかと、これが最大の要因だと思いますよね。

それと、これはちょっと、まあ、言っているのかどうかわかりませんが、ごく最近ですね、私のところに、45くらいの男性が来ました。部落はちょっと申し上げられません。男性です。

自分は東京で仕事をしてるんだと、ただし、どうも聞くとですね、正規のあの、採用じゃないみたい。アルバイトしたり、派遣をしたりですね。そういう形で働いている人。

それで親御さんが、お母さんが一人でこちらにいる。引き取らなきゃならないんだけど、向こうに引き取る状況じゃない。帰ってきたい、帰ってきたいんだけど、今度は勤め口がないと、なんとかありませんかという話なんですよ。私はなんとかありませんという具合に言いました。私のサジェスションは大したサジェスションはできなかつたんですが、東京にね、お母さん連れて行くっていうことはよっぽど大変なことだなと、じ

やあ貴方のね、家がこちらにあるんなら、こちらに帰ってきてね、こちらから、ここから鋸南からね、君津だとか富津だとか館山かどこかわかりませんが、そういうところに通えるところをね、探すというようなことをやってみたらどうですかという話をして、まあ、帰っていただきましたけれども、そういう人がやっぱり次々に出てきているんだと思うんですよ。そういうようなことで。

質問はなんでしたっけ。

人口は減っていくということにつながっているんじゃないでしょうかね。

どうでしょうか。

○議長（伊藤茂明）

町長白石治和君。

○町長（白石治和君）

あのですね、私はその人口が減少しているバック側って言うんですかね、背景をですね、緒方議員がどのような御判断をしているのかなっていうことをですね、実は知りたかったわけではありますが、私はですね、やはり一次産業をですね、経済の力と言いますかね、それでは、今の社会では生活はできないというような状況がですね、人口減の背景になっているのではなからうかなと、そんなことを思っているんです。ですからですね、やはり一次産業をどうにかしてですね、活力ある産業に、魅力のある産業にしていかなければならないし、またあの、例えば独居の65歳以上の方が、まあ、8年前は400名と、現在850名いらっしゃるということではありますが、その独居のですね、65歳以上の方でもですね、お元気な方は経済的な活動ができるような、我々はバックグラウンドをつくる必要があるだろうと。そういうような視点の中での、これはずっと皆様方から御質問いただいているですね、交流の拠点であるとか。そういう、その施設になるための直売ですとか、そういうような視点を捉えてですね、そういう方向を今探しているところでございますので。

当然ですね、我々の鋸南町に住んでですね、通勤ができるエリアが時間がもっと短くできればですね、一番良い形だと思います。

いつかのあの、質問、一般質問の中でもですね、話をさせていただきましたが、どうにかして、鋸南からですね、都心まで入れる、また、大都市まで入れる、通勤できる時間をですね、いかに短くするかということが、我々にとって大事なことだろうと思っておりますけれども、なかなかすぐにですね、それを施策として取り入れることができないということは、さまざまな要因がございますので、残念なことではありますが。

いずれにしても常に、なんて言いますかね、職場まで通勤できる時間をどう短縮していくことができるかということがこれからも模索をさせていただきたいと思います。

前回の御質問の時にもですね、やはり若者の皆さんが住めるような空間をつくっていかねばならないでしょうという話をさせていただきました。

この機会がどうか、いいか、どうかはわかりませんが、若者が住めるような空間をど

うしてもつくらなければならないような気もしていますし、そういう視点の中ですね、またいろんなことで議員の皆さんと相談をさせていただきながら、空間をどうつくりあげていくかということをつまえてまいらなければならないと、そんなことも思っていますので、いずれにしても、背景は我々の地場産業がですね、あまり、現在の社会の生活の、なんて言いますかね、経済的な力を持つことができないということが、背景ではないのかなと私自身はそう判断をしておりますので、これからなお一層ですね、違った方向ですね、探っていくことをやっていかなければならないと思っておりますので、その辺を御理解をいただきたいと思えます。

○議長（伊藤茂明）

再質問は。

はい、緒方猛君。

○3番（緒方猛君）

今の町長さんのですね、事前に緒方君はどう思っているんだってということについて、十分な私の気持ちが伝わらなかったんですけれども、私の今、部落のですね、どなたもそうだと思うんですが、5軒か10軒が班になっていますよね。私の所は中道で、10人が1班です。10人のうちですね、二人がですね、ほとんどデイサービスに通っているだけというぐらいの感じですね。だからその方が亡くなったら、その家は終わり、こういうのが実態なんですね。だからそれは農業もね、漁業も、それを活性化してあげることによってよくなるということは当然私にもわかります。それは大いにやらなきゃいけないんですが、じり貧の部分がある。だからやっぱし、新たなですね、次に質問をしますけれども、雇用を創出するだとかですね、そういうところに、立ち向かっていかなければ、そううまく回復はしませんよということにつながります。

じゃあ、三つ目の質問に入らせてもらいます。

今回ですね、先ほどの日本創成会議、ここが出したですね数字で、県下1の減少率があった町っていうのが、御案内だと思うんですが、さかえまちっていうんですかね、さかえちょうって言うんですか、北の方ですよ。栄町、77%減、ってことですね、20代から30代の女性が77%減っちゃう。で、ここはですね、2040年にはですね、今の人口の半分になっちゃうと。何人になるかって言ったら、それでも1万2,000人になるという推計がされました。

しかし、情報ではですね、ここの栄町はすでに人口減対策プロジェクトっていうのを立ち上げております。そしてなにをやっているかというと、自分の町に栄町に入っただけですね、住んでいただくための、制度っていいですかね、いろいろ子どもさんたちがいたらどうだとか、何歳以上の人が移り住んで来るといくらか補償金あげるよとか。そういう制度の改革だとかですね、それから、先ほど町長さんが言うように、そこから、栄町から通勤圏と思われるところの企業を回ってですね、栄町に住んでほしいという営業活動を始めております。

鋸南町はですね、今回の%でこそ、栄町にちょっと勝った、70.1%の減ということなんですけど、元々の人口減少率は県下一です。したがって、私はね、町だって言ったらちょっとお言葉が過ぎますけど、町の姿勢の人口の、なんて言いますかね呼び込み、定住化の促進、それに加えてですね、それはそれで良いと思うんですが、それに加えて、ぜひ能動的な働きをするということを今の政策の中にですね、今の活動の中にぜひ入れていただきたいと、こういう具合に思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤茂明）

町長白石治和君。

○町長（白石治和君）

能動的な活動をですね、入れていただきたいということだと思います。

当然そういうことをございますので、能動的というのがどの角度でもですね、能動的にやっていかなきゃいけないことでありますので、今回の正にですね、保田小学校の交流の拠点とかっていうこともですね、これは能動的にですね、取り組んでいくことをございますので、それ以外にですね、それ以外にも、我々の町の魅力ですとか、そういうものも能動的に、対外的にですね、表現をさせていただきたいと、そう思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

はい、緒方猛君。

○3番（緒方猛君）

今の町長さんの答弁にですね、100%反発はしませんけれども、栄町の実態に、実際に取り組んでいるこの活動をですね、ぜひ勉強していただきたいという具合に思います。で、やれることは必ずあります。それはやっていただきたいという具合に思います。

それからじゃあ、三つ目のですね、あ、四つ目の質問に入らせてもらいます。

あと15分ですね。

これは、えっとぜひ町長さんをお願いしたい質問です。「うん」って言ってくれたらすぐ終わります。

えっとですね、あの、ちょっとよそのことを言うなっていうこともあるかもわかりませんが、私が下書きに書いていることを読みながら説明をさせていただきます。

3年前にですね、私は南房総市の議会を傍聴に行きました。そんな時にですね、ある議員さんは「南房総市の人口減っているのは、下り坂を転げ落ちるほど人口が減っているじゃねえか」と「一体市長どうするんだ」ということをある議員さんが市長に詰問をしました。

まあ、市長さんは職員をですね、県だとか、国、かどうかはわからないけど、なんて言いますかね、あの、えー、企業に関係のあるようなところに職員を派遣していると。年に数名の方を派遣している。その派遣することによって、いろんな業者との人脈ができて、その人が半年・1年経って必ず帰ってくる。で、帰ってきた段階でね、その人脈

を使って企業を呼び込んでもらうという目的のために、人材育成のためにそういうことをやっているんだという具合に言っておられました。

しかし、これはね、その時の答えでは一つも効果が挙がっていないというのが現実だということで、石井市長さんがどう言ったかって言うと、んー、議会でですね、地域に合った、南房総市って言ったらすね、どんな企業が来る、自動車会社はましてはこないでしょう。カメラ会社も来ないかもわからない。沢山の生産をつくって、生産品をつくって、沢山トラックで、電車で運ばなきゃならんと、そういう企業って言うのは、こんな先端な部分には来ないわけです。正直言って。だから、南房総市でも、企業の、企業が成り立つようなところをですね、自分なりに、積極的にあたって、地域に合った企業ですね、誘致に対してトップセールスを、市長自らトップセールスをするということをも明言されました。

これが一定のですね、実績を私は挙げているんだと思います。

たった一つですけれども、今年の4月からITのですね、教育育成の企業を誘致することができましたね。あれは2年間勉強をして、それなりのこういう技術が身についたら、どこかの企業に雇われていくと。で、2年間は17万円の給料を貰いながら、その研修ができるというものです。

ただし、1回失業した人じゃなきゃならんという前提がありますけれども、そういうことでやり始めております。これが終わりじゃないと思います。いろんなことを考えていると。

またですね、これはごく最近新聞に載ったんですが、館山市の今度の市長選のですね、出馬を表明した新人の方はですね、えー、やはりですね、館山市が陳腐化してきているということで、トップセールスをですね、やっていきますということを、表明しております。

で、先ほどの答弁でですね、地域内の雇用創出が困難との答弁がありました。で、私はなにができるかはわかりませんが、平たく言うと企業だとかですね、学園を含めて誘致活動はですね、難しいと思いますけれども、これを置いて他にですね、やはり、仕事場をつくってあげる。あるいは雇用ができればそこに家族が来るという例の、豊後高田市の場合は12年間くらいで17の企業を誘致したと。あれのことですが、2,000人の従業員の雇用を生んだと、あれのことですが、そういうもの呼び込むと。えー、ということがですね、どうしても必要なんじゃないかなと。言ってみればですね、今この鋸南町って言う、なんて言いますかね、企業集団は、一つの会社と考えるとですね、この組織はですね、ちょっと言葉は言いすぎかも知れませんが、ある面では危急存亡の時期にあるという具合に私は思っております。で、その時点ではですね、管理者はどういう具合に考えなきゃならんのかって言うと、私は目の色を変えてですね、改善対策のために行動を起こすというのが管理者だという具合に思っております。

これは私ども民間企業では必ずそういうつもりで仕事をしてきました。

だとするとですね、ここは先ほど言いましたように、ぜひ町長さんがですね、豊かな経験と人脈を駆使してですね、町内での雇用創出のため、トップセールスの努力を表明していただきたい。

いろいろ、常日頃そういうことを考えてないとは言いません。だけど、この議会の場ですね、改めて町長自らがトップセールスに心がけるということを表明していただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。

○議長（伊藤茂明）

はい、町長白石治和君。

○町長（白石治和君）

ただいまの緒方議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まああの当然ですね、企業の創出、職場の創出ですとか、そしてあの環境を整えるですとか、もろもろの要件がですね、町づくりにはあるわけでありますので、これからはですね、ま、トップセールスではございませんけれども、一生懸命、それに対してですね取り組みをさせていただきたいと、そう思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

緒方猛君。

○3番（緒方猛君）

えー、ちょっと、不満ですね。

あの先ほどのですね、あの、保田小学校の跡のですね、都市型交流施設、これも雇用を生むだろうし、活性化にもなるだろうし、それから農業だとかですね、お菓子をつくる、食事を、食堂を出すというような方については職ができるかもわからない。

できるだろうと思います。できるように、あの、やっていかなければいけないという具合に思います。

だけど、それはそれとしておいて、あの、さらにですね、この町の、えー、経営のトップがですね、トップセールスで、企業誘致って言ってもですね、本当に企業を誘致するのと、それから、えー、この中で、えー、なんて言いますかね、僕は学園なんていうのはね、なんかうまくいくといいなという具合に思うんですけども、それは個人的な考え方で、なかなかうまくいかないかもわかりません。

だから要するに、雇用を創出するですね、えー、ことについて、トップセールスをするのと、トップセールスをするという表現が欲しいんです。

ぜひ、そういうお答えをしていただきたい。

そうすると町の人も、町長さんがそこまで考えてやろうとしているんだと、いうことに私はつながると思うんですよ。

ぜひお願いします。

○議長（伊藤茂明）

はい、町長白石治和君。

○町長（白石治和君）

まあ、必要であれば、トップセールスをさせていただきたいと思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

はい、緒方猛君。

○3番（緒方猛君）

終わります。

○議長（伊藤茂明）

以上で緒方猛君の質問を終了します。

ここで、席の方へお戻りください。

◎町長からの決意表明

○議長（伊藤茂明）

ここで、一般質問などに関連して、都市交流施設整備事業について、白石町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長 白石治和君。

[町長 白石治和君 登壇]

○町長（白石治和君）

それでは、議長の許可を得ましたので、少しの間お時間をいただきたいと思います。

都市交流施設整備事業については、議会の特別委員会、委員協議会において、また、議会の一般質問においても議員の皆様方さまざまな御質疑を、そして御意見をいただいております。

その都度、できる限り御質疑等にお答えをし、私の考えをお伝えをしてきましたが、十分ではなかった点もあったかもしれません。

本事業について、私の考え方、思いを述べさせていただきたいと思います。

都市交流施設整備事業については、現在実施設計を進めるとともに、運営管理事業者及びテナント事業者の選定審査を行っているところでございます。また、出荷組合設立準備委員会が発足をし、直売所の参加体制を整えつつあります。

都市交流施設は町内の観光資源等の情報の発信の拠点として、第一次産業、ひいては商工観光業をはじめ、全ての町民の皆さんが参加できる活動ステージを提供をする。

地場産業と地域活性化の拠点として、また、町内外から人々が集う交流の拠点として、大きな役割を果たす施設でもあります。交流人口の増加は地域の経済の底上げや、賑わ

いの創出による活性化・雇用の創出、将来的には定住化の推進にもつながるものでございます。

少子高齢化、人口減少という社会状況にあって、町民が、皆様が元気になって、地域が元気になって、明るい鋸南町をつくっていく、未来志向の施策としてぜひとも成し遂げなければならないと思っております。本事業は国の農村、農山漁村活性化プロジェクト交付金により実施をするもので、今年度事業分の交付決定も間もなくなされます。また、交付税の算定後、算定上、有利な過疎債の対象事業でもあることから、町財政上もメリットがございます。施設の運営管理費については、運営管理者及びテナント事業者の選定審査中であり、ランニングコストの試算も実施設計後となりますので、現時点で明確に数字を示すことは難しいのですが、現在の財政的な見地から勘案をした場合、指定管理料は2,000万円が上限になるかと考えております。金額ありきではありませんし、施設の運営状況によって指定管理料は提言をされますので、運営管理事業者とは十分に協議をさせていただきたいと思っております。

事業実施に伴う結果責任は私が負うものでありますが、この都市交流施設整備事業は町民の皆様のため、地域活性化のために必ずや寄与するものと確信をしております。為政者として、強い意思を、そしてまた、責任を持って、この事業に取り組んでいく決意でございますので、皆様方の御理解と御協力を賜りますよう、お願いをいたしたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（伊藤茂明）

ここで暫時休憩をし、午後3時30分から会議を再開いたします。

…………… 休 憩・午後 3時18分 ……………
…………… 再 開・午後 3時30分 ……………

○議長（伊藤茂明）

休憩を解いて会議を再開します。

8番 松岡直行君、10番 平島孝一郎君、兩名議席に着いております。

ただいまの出席議員は12名です。

◎議案第 1 号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（伊藤茂明）

日程第 5 議案第 1 号「鋸南町税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

税務住民課長より議案の説明を求めます。

税務住民課長 福原傳夫君。

〔税務住民課長 福原傳夫君 登壇〕

○税務住民課長（福原傳夫君）

議案第 1 号「鋸南町税条例の一部を改正する条例の制定について」御説明いたします。

地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、それぞれ平成 26 年 3 月 31 日に公布され、4 月 1 日から施行されることに伴い、鋸南町税条例の一部を改正する必要が生じたので、条例改正をお願いするものでございます。

改正の主なものは、法人住民税、法人税割の税率の改正と、軽自動車税の税率の見直し、並びに固定資産税の特例措置であります、「地域決定型地方税制特例措置」いわゆる「わがまち特例」の導入が主なものでございます。

それでは、新旧対照表により、御説明させていただきますので、新旧対照表の 1 ページを、お願いします。

第 11 条「町民税の納税義務者等」につきましては法人税法において、外国法人の恒久的施設が、定義されたことに伴う所要の規定の整備を行なうものでございます。

第 19 条「所得割の課税標準」につきましては地方税法の一部改正に、伴う規定の整備を、行うものでございます。

第 20 条の 3 「法人税割の税率」につきましては、「地方法人税」の創設に対応して、地方税法の法人税割の標準税率の引き下げに伴い、税率 12.3%を 9.7%に改正しようとするものでございます。

1 ページから、1 ページの下段から 2 ページにかけての第 35 条「法人の町民税の申告納付」につきましては法人税法において、外国法人に係る、外国税額控除制度が新設されたことに伴う所要の規定の整備を行うものでございます。

第 37 条「法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金」につきましては、法人税法において、外国法人に係る申告納付制度が、規定されることに伴う、所要の規定整備を行うものでございます。

第 42 条につきましては、地方税法の改正に伴い、固定資産税の非課税範囲に小規模保育事業の用に供する固定資産や認定こども園の用に供する固定資産が加えられたことにより、所要の規定の整備を行うものでございます。

次のページ、3 ページをお願いします。

第 44 条「固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所得者がすべき申告」につきましては、地方税法の一部改正に伴う規定の整備を行うものでございます。

第 66 条「軽自動車の税率」につきましては地方税法の改正に併せて、それぞれ各号の定める税率に引き上げようとするものでございます。

4 ページを、お願いします。

附則第 3 条の 2 の 3 「公益法人等に係る町民税の課税の特例」につきましては、租税特別措置法の改正に伴う、所要の規定の整備を行うものでございます。

附則第 10 条の 2 「法附則 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合」につきましては、公害防止設備、浸水防止用設備、ノンフロン製品に係る課税標準の特例措置、いわゆる「わがまち特例」を定めようとするものでございます。

第 1 項につきましては、汚水または廃液処理施設の課税標準を取得額の 3 分の 1 に定めようとするものでございます。

2 項につきましては、「大気汚染防止法」の指定有害物質排出抑制施設の課税標準を取得額の 2 分の 1 に定めようとするものでございます。

3 項につきましては、「土壌汚染対策法」の特定有害物質排出抑制施設の課税標準を取得額の 2 分の 1 に定めようとするものでございます。

次のページ、5 ページをお願いします。

4 項につきましては、「水防法」に規定された浸水防止計画に基づき取得した浸水防止用設備の課税標準を取得額の 3 分の 2 に定めようとするものでございます。

5 項につきましては、「ノンフロン類の使用の合理化及び適正化に関する法律」に掲げる一定の機器の課税標準を取得価格の、取得額の 4 分の 3 に定めようとするものでございます。

附則第 11 条「軽自動車税の税率の特例」につきましては、最初の新規検査から 13 年を経過した、環境負荷の大きい、3 輪以上の軽自動車の、軽自動車等の経年車に対する重課の規定を定めるものでございます。

附則第 13 条の 4 「寄付金税額控除における特例控除額の特例」。

次のページの 6 ページをお願いします。

附則第 22 条の 2 「一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の住民税の課税の特例」、附則第 22 条の 3 「上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例」、附則第 22 条の 4 「非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例」につきましては、地方税法の一部改正に伴う規定の整備を行うものでございます。

7 ページから 11 ページまでの現行附則第 30 条、附則第 30 条の 2、附則第 31 条までの東日本大震災に係る特例につきましては地方税法の改正に伴い、必ず条例によって定めなければならないこととされている事項を除き、規定を削除するものでございます。

次のページ、12 ページをお願いします。

現行、附則第 32 条「個人の町民税の税率の特例等」につきましては、条の削除に伴い、附則第 31 条に繰り上げようとするものでございます。

次のページ、13 ページをお願いします。

第 2 条による改正につきましては、附則第 29 条の 2 「旧民法第 34 条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告」について、地方税法の改正に併せて規定の整備するものでございます。

恐れ入りますが、新旧対照表の前の改正条文に戻っていただきまして、ページは振ってありませんが、改正条文の 4 枚目をお願いいたします。

附則第 1 条、中段にあります附則第 1 条「施行期日」でございますが、公布の日から施行するものとし、第 1 号から第 6 号に掲げる規定につきましては、当該各号に定める日から施行するものでございます。

第 2 条「町民税に関する経過措置」につきましては、別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中、個人の町民税に関する部分は、平成 26 年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成 25 年度分までの個人の住民税については、なお従前の例によるものでございます。

次のページをお願いします。

第 3 条「固定資産税に関する経過措置」について別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成 26 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 25 年度分までの固定資産税については、なお従前の例によるものでございます。

恐れ入りますが、次のページをお願いします。

第 4 条「軽自動車に関する経過措置」につきましては新条例第 66 条の規定は平成 27 年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成 26 年度分までの軽自動車税につきましては、なお従前の例によるものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜わりますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤茂明）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（伊藤茂明）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（伊藤茂明）

日程第6 議案第2号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長 内田正司君。

〔総務企画課長 内田正司君 登壇〕

○総務企画課長（内田正司君）

議案第2号「工事請負契約の締結について」御説明を申し上げます。

工事請負契約を締結しようとする内容でございますが、「B&G海洋センタープール改修工事」であります。

去る5月23日、指名競争入札方式により入札を執行した結果、落札された、住所「安房郡鋸南町下佐久間855番地」、「東海建設株式会社鋸南支店支店長平田英雄」と工事請負契約を締結しようとするものでございます。

契約金額は1億4,040万円であり、予定価格が5,000万円以上でありますので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤茂明）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（伊藤茂明）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（伊藤茂明）

日程第7 議案第3号「平成26年度鋸南町一般会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長 内田正司君。

〔総務企画課長 内田正司君 登壇〕

○総務企画課長（内田正司君）

議案第3号「平成26年度鋸南町一般会計補正予算（第1号）について」御説明をいたします。

今補正予算は歳入歳出それぞれ9億7,284万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ48億7,738万3,000円とするものでございます。

8ページをお開き願います。

歳出から御説明を申し上げます。

第1款、第1項、第1目議会費につきましては、3月定例議会におきまして、議員発議により議員報酬5%削減を引き続き行う条例が可決されたことにより、第1節報酬から第4節共済費まで272万円減額をするものでございます。

第2款総務費、第1項、第3目財産管理費でございます。11節の修繕料39万3,000円でございますが、大雪によりましてすこやか南側のフェンスが倒壊の恐れがあるためフェンスの修繕料をお願いをするものでございます。第9目都市交流施設整備事業費では8億9,428万7,000円の予算をお願いをいたしました。12節役務費では、建築確認申請手数料21万3,000円、13節の委託料では、多言語パンフレット作成等インバウンド対策委託200万円の減額。これは、国庫補助金の減額によりまして次年度以降に実施

を変更するものでございます。工事監理委託 2,808 万円、建物物件調査委託 84 万 2,000 円及び土地鑑定評価調査委託 13 万円につきましては、旧保田小体育館隣地の用地にかかります調査委託費でございます。敷地の現況測量委託 117 万 8,000 円につきましては建築確認申請に必要な敷地の現況図作成のため、現況測量の委託をするものでございます。地質調査委託 184 万 4,000 円につきましては、増築部分となりますロングリビング等の 3カ所のボーリング調査を予定をするものでございます。

第 15 節工事請負費 8 億 6,400 万円につきましては、都市交流施設整備工事費をお願いするものでございます。

旧保田小学校校舎・体育館を一部増築し整備するものでございます。

計画延べ床面積は校舎棟 3,085 平方メートル、体育館 800 平方メートルの他、駐車場整備等の外構工事と西側校舎の解体工事を含んでおります。なお、本事業の財源でございますが、国庫補助金 2 億 4,805 万円、過疎債 5 億 1,440 万円、一般財源 1 億 3,183 万 7,000 円を見込んでおります。

第 3 款民生費、第 1 項、第 4 目老人福祉センター費、14 節、土地借上料 2 万 5,000 円につきましては温泉設置事業に伴います土地の借上料をお願いをいたしました。

9 ページをお願いいたします。

第 10 目の臨時福祉給付金給付事業費及び、その下のですね子育て世帯臨時特例給付金給付事業費につきましては、電算事務委託料等が明確になったことによりまして予算の組み替えをするものでございます。

この組み替えによりまして、その下のですね、第 4 款衛生費、第 1 項、第 1 目保健衛生総務費に計上いたしておりました臨時職員賃金等の一部、合計で 69 万 5,000 円を予算の振り替えによりまして減額をするものでございます。

第 3 目でございます。環境衛生費、19 節、一般廃棄物処理施設整備負担金 324 万 5,000 円につきましては、鋸南地区環境衛生組合堤ヶ谷クリーンセンター及び南房総市千倉衛生センターに代わる、新たな一般廃棄物、し尿処理施設につきましては、その整備と管理運営につきましては、南房総市と共同で行うことから協定書に基づきまして負担金を計上したものでございます。

建設計画は平成 26 年度から 31 年度までで、今年度は、基本計画策定委託と事務費及び人件費の合計 1,866 万 8,000 円の事業費が予定されております。この負担割合につきましては、前年度の 10 月 1 日現在の住民基本台帳人口による人口割とするもので、今年度鋸南町の負担率は 17.38%となるものでございます。

10 ページをお願いいたします。

第 5 款農林水産業費、第 1 項、第 3 目農業振興費では 5,634 万 6,000 円をお願いをいたしました。狩猟免許取得促進事業補助金 6 万 6,000 円は、わな猟免許取得費用 5 名分を計上いたしました。県補助金 3 分の 1 がございます。

その下の被災農業者支援補助金 5,610 万円につきましては、今年 2 月の大雪による農

業用施設の再建・撤去費用について支援を行うものでございます。

次の、農業被害対策利子補給補助金 18 万円につきましては、被災農業者の経営安定と施設復旧に係る融資に対し利子補給を行うもので、利子補給率は県 0.5%、町 0.25% で 6 件分を計上いたしました。

第 7 目、失礼いたしました。

第 7 款土木費、第 2 項、第 2 目道路維持費、第 13 節の橋梁補修設計委託 30 万円につきましては、4 月 1 日に設計積算に用いる県労務単価の改定があり単価上昇分の増額の予算をお願いするものでございます。

第 8 款の消防費でございます。第 1 項、第 2 目消防施設費、第 13 節の委託料 11 万 1,000 円につきましては総務省の関東総合通信局によります電波局の定期検査が義務づけられておりまして、防災行政無線局定期検査委託費用、定期検査の委託費用をお願いをしたものでございます。

第 18 節の備品購入費、2,075 万 4,000 円につきましては、第 3 分団に配備されております CD-1 型消防ポンプ自動車の更新をするものでございます。現在の消防車両につきましては購入後 26 年が経過しておりまして老朽化が著しいため同型の水槽付消防ポンプ自動車の更新をするものでございます。

第 9 款でございます。教育費の第 6 項、第 3 目町民体育施設費でございます。修繕料 79 万 4,000 円につきましては、B & G 海洋センターのアリーナ上部にございます排煙窓の開閉器の修理 57 万 8,000 円。また、プールの天井樋受け部の落下によります安全確認・補修費といたしまして 21 万 6,000 円をお願いをしたものでございます。

続きまして、7 ページをお願いいたします。

歳入でございますが、特定財源以外では、第 17 款でございます。財政調整基金の繰入 1 億 6,698 万、失礼いたしました。1 億 6,669 万 8,000 円をお願いいたしました。

今補正後の財政調整基金の残高は 4 億 9,600 万円を予定しております。

4 ページをお願いいたします。

4 ページは第 2 表地方債の補正でございますが、都市交流施設整備事業で過疎債 5 億 1,440 万円の借り入れをするものでございます。

11 ページをお願いいたします。

11 ページは地方債の残高見込みでございますが、表の右下でございますが、今年度末の起債残高は 48 億 3522 万 6,000 円を見込んでおります。

12 ページから 13 ページは給与費の明細書でございます。

御参照をいただきたいと存じます。

続きまして 14 ページでございますが、平成 25 年度の繰越明許費にかかります繰越計算書でございます。

9 事業、2 億 2,297 万 9,000 円を平成 26 年度へ繰り越しし、実施をするものでございます。

以上で議案第4号の説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願いいたします。

○議長（伊藤茂明）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番 渡邊信廣君。

○1番（渡邊信廣君）

それでは私の方から1点ですね、質問をさせていただきたいと思います。

ページ数は8ページですね、真ん中の総務費の中の総務管理費の都市交流施設の事業費の関係になります。

この件についてはですね、6月10日の委員会の時にですね、私の方からもいろいろ意見を述べさせていただきました。その中においてですね、この商業施設、交流施設については、国の補助金って言いますかね、2億4,800万円というような補助金もからんでいる中で、町の財政負担を考えるとですね、願ってもいない補助金だというふうには理解をしておりますし、まあ、昨年9月の実施設計の時も私は賛成をいたしました。

しかしながら、現段階ではですね、まだ不明確な点も非常に多いわけですが、補助金の流れからして、今回計上しなければならないのかどうか、その辺についてをお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（伊藤茂明）

総務企画課長 内田正司君。

○総務企画課長（内田正司君）

予算の計上の関係でございますが、全員協議会、特別委員会等で御説明を申し上げておりますけれども、本交付金事業につきましては、原則単年度での執行ということが原則となっております。

その中でですね、国との協議をする中で、手続きを踏んで繰り越しでもよろしいということではございましたが、これは、できるだけですね、予算の計上を早くして実施について工期の短縮に努めていきたいというふうなことの指導もいただいているわけでございます。

その中で、今回予算の方をお願いをすることが補助金の中での関係の中でございます。

また、現在ですね、事業者の募集等もしておるわけではございますけれども、特に直売所ですね、生産組合等につきましては、やはり、来年度の10月をオープンの目途ということの中でいろいろ協議等をしているところでございます。その中でやはりこれが遅れてまいりますと、さまざま作付けの関係とか諸々の計画に影響を与えるということの中で今回予算の計上をお願いをしております。

○議長（伊藤茂明）

再質問は。

よろしいですか。

他に。

はい、9番 笹生正己君。

○9番（笹生正己君）

先ほど町長から力強い声で決意の表明とも取れる言葉がございました。

その中で、私、私に全ての責任があるという言葉も入っていました。それだけの覚悟があつてやるということによろしいですか。

○議長（伊藤茂明）

町長 白石治和君。

○町長（白石治和君）

先ほど議長の許可を得まして発言をしたとおりでありまして、私に全ての責任があるということでございます。

○議長（伊藤茂明）

はい、笹生正己君。

○9番（笹生正己君）

うまくいった、いかない。えー簡単に言うと、成功した失敗したという、その言葉が合っているかどうかわかりませんが、そのライン、町から何年も持ち出しがある、公共施設も含めて私は思ってますから。何年も持ち出しがあるということは私は失敗かと思うんですけれども、その点はどう思います。

成功・失敗のボーダーラインって言うんですか。

○議長（伊藤茂明）

はい、町長 白石治和君。

○町長（白石治和君）

成功・失敗のボーダーラインはですね、プラスマイナスゼロがですね、成功・失敗のボーダーラインだと私はこの施設については思っております。

ちなみにですね、さまざまなあの、町の施設がございまして、住民サービスの提供をさせていただいているわけではありますが、ほとんどのですね、有料の施設は、町が支援をさせていただいております。

例を言えばですね、老人福祉施設についてはですね、一般財源で1,521万2,000円、菱川師宣記念館についてはですね、一般財源で1,562万6,000円、B&G海洋センターについてはですね、一般財源で3,193万3,000円。そして、循環バスについてはですね、過疎債を適用させていただいておりますが、町からは634万2,000円というようなことでございますので、この数字を見ながら勘案をさせていただきましても、今回の施設は、例えば町からの一般財源を投入をさせていただいても、地域の住民の方々にそこで経済

的な活動をしていただけるという性格のものでございますので、私はボーダーラインはプラスマイナスゼロというような発言をさせていただきますが、多少はですね、成功するまでの間、ある程度支援をしなければならないだろうと、そう思っております。

以上であります。

○議長（伊藤茂明）

はい、笹生正己君。

○9番（笹生正己君）

現時点では、わからないこと、これから決まっていくことが多すぎる予算です。それに9億。えーこういう点も、そういう点も、いろんな点が、どっちかと言うと、否定的な、うまくいくのかよ本当によ、ってというような点が多々あります。

ただ、決意はしっかりと私は受け止めたつもりでいます。

以上です。

○議長（伊藤茂明）

他に質疑はございますか。

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 多数〕

○議長（伊藤茂明）

挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（伊藤茂明）

日程第8 議案第4号「平成26年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

税務住民課長より議案の説明を求めます。

税務住民課長 福原傳夫君。

〔税務住民課長 福原傳夫君 登壇〕

○税務住民課長（福原傳夫君）

議案第4号「平成26年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」御説明いたします。

恐れ入りますが、1ページを御覧ください。

「平成26年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」であります。歳入歳出それぞれ97万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ12億9,333万3,000円にしようとするものでございます。

それでは、歳出から御説明いたしますので、最後のページになります7ページを御覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、13節委託料97万2,000円につきましては、国・県の事業報告の際に使用する、システムのバージョンアップが必要となりましたので、増額補正をお願いするものでございます。

以上で歳出を終わります。

続きまして歳入について御説明いたします。

前のページの6ページをお願いします。

2款国庫支出金、2項国庫補助金、1目財政調整交付金、2節特別調整交付金につきましては、事業費の97万2,000円が交付されるものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤茂明）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（伊藤茂明）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

平成26年第3回鋸南町議会定例会議事日程〔第1号の追加1〕

平成26年6月13日

- 追加日程第1 議案第5号 工事請負契約の締結について
(旧第一中学校校舎等解体工事)
- 追加日程第2 発議案第1号 国における平成27年度教育予算拡充に関する意見書(案)について
- 追加日程第3 発議案第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書(案)について

○議長（伊藤茂明）

追加議案がありますので暫時休憩をし、議案を配布いたします。
自席でお待ちください。

……………休憩・午後 2時03分……………

……………再開・午後 2時05分……………

◎追加日程の決定

○議長（伊藤茂明）

休憩を解いて会議を再開します。

ただいま、追加議事日程及び追加議案をお手元に配布いたしました。

議案の配布漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

配布漏れなしと認めます。

ただいま、配布いたしました議案第5号、発議案第1号及び第2号を日程に追加し、議題とすることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

御異議なしと認めます。

よって議案第5号、発議案第1号及び第2号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

◎議案第5号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（伊藤茂明）

追加日程第1 議案第5号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 白石治和君。

〔町長 白石治和君 登壇〕

○町長（白石治和君）

追加議案として、お願いをいたしますのは、議案5号「工事請負契約の締結について」でございます。

旧第一中学校校舎解体工事の入札を、6月6日に執行いたしましたので、入札の結果をもって、議会の議決をお願いするものでございます。

以上、提案理由の御説明を申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長から説明をいたさせますので、よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（伊藤茂明）

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長 内田正司君。

〔総務企画課長 内田正司君 登壇〕

○総務企画課長（内田正司君）

議案第5号「工事請負契約の締結について」御説明を申し上げます。

工事請負契約を締結しようとする内容でございますが、旧第一中学校校舎等解体工事でございます。

去る6月6日、指名競争入札方式によりまして、入札を執行した結果、落札された、住所「鋸南町勝山353番地」、「株式会社鈴木工務店」、「代表取締役矢口盛明」と工事請負契約を締結しようとするものでございます。

契約金額は5,832万円であり、予定価格が5,000万円以上でありますので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤茂明）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番 中村豊君。

○11番（中村豊君）

ちょっとこの契約について確認させてもらいたいんですけども、これは旧中学校の全部ですね。

それと、確認と、もう一つ、後の敷地はどのように、格好になって、仕上がってくるのか確認させてもらいたい。

○議長（伊藤茂明）

総務企画課長 内田正司君。

○総務企画課長（内田正司君）

解体する建物につきましては、あそこに建っております旧一中の建物全てでございま

す。

状況的にはですね、校舎の前に大きいヤシと言うか、木がこう立って、それは残します。それで真ん中に、敷地に側溝があるんですけども、それを残して、その中で整地をして仕上げるということでございます。

○議長（伊藤茂明）

中村豊君。

○11番（中村豊君）

再度確認したいのが、地面は一つらになるのか、多少段ちが、何段とかって、わからなければ結構ですけども。わかる範囲で結構です。確認します。

○議長（伊藤茂明）

総務企画課長 内田正司君。

○総務企画課長（内田正司君）

基本的には一つらでございます。

○議長（伊藤茂明）

他に質疑がございますか。

質疑がないようですので、質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（伊藤茂明）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（伊藤茂明）

追加日程第2 発議案第1号「国における平成27年度教育予算拡充に関する意見書（案）について」を議題といたします。

職員をして、議案の朗読をいたさせます。

議会事務局長 増田光俊君。

○議会事務局長（増田光俊君）

〔朗 読〕

○議長（伊藤茂明）

提出者から提案理由の説明を求めます。

提出者 2番 小藤田一幸君。

〔2番 小藤田一幸君 登壇〕

○2番（小藤田一幸君）

発議案第2号「国における平成27年度教育予算拡充に関する意見書（案）について」は、私のほか4名の総務常任委員の賛成を得ましたので、提出いたしました。

意見書案の朗読をもって、提案理由の説明といたします。

国における平成27年度教育予算拡充に関する意見書（案）。

教育は、憲法・子どもの権利条約の精神に則り、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに教え、育てるという重要な使命を負っている。しかし現在、日本の教育は「いじめ」「不登校」をはじめ、「学級崩壊」、少年による凶悪犯罪、さらには経済不況の中、経済格差から生じる教育格差等、様々な深刻な問題を抱えている。

また、東日本大震災原子力発電所の事故からの復興は未だ厳しい状況の中にあると言わざるを得ない。

一方、国際化・高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推進や教育環境の整備促進、学習指導要領の移行による授業時数の増加や小学校における外国語活動の必修等に伴う経費の確保も急務である。

千葉県及び県内各市町村においても、一人ひとりの個性を尊重しながら、生きる力と豊かな人間性の育成を目指していく必要がある。そのためのさまざまな教育施策の展開には、財政状況の厳しい現状をみれば、国からの財政的な支援等の協力が不可欠である。充実した教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要がある。

そこで、以下の項目を中心に、平成27年度に向けての予算の充実をしていただきたい。

一つ、少人数学級を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること。

一つ、保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること。

一つ、現在の経済状況を鑑み、就学援助に関わる予算を拡充すること。

一つ、子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること。

危険校舎、老朽校舎の改築やエアコン、洋式トイレ設置等の公立学校施設整備費を充実すること。

一つ、子どもの安全と充実した学習環境を保障するため、基準財政需要額の算定基準

を改善し、地方交付税交付金を増額すること。

一つ、震災からの復興教育支援事業の拡充を十分に図ること。

国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに十分な教育を保障することが、国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況の中ではあるが、必要な教育予算を確保することを強く要望する。

以上、であります。意見書は内閣総理大臣・財務大臣・文部科学大臣・総務大臣に提出を予定しております。

議員各位の御理解と御賛同をお願いいたしまして、私の説明を終わらせていただきます。

すいません、ちょっと抜けた文章が。

国における意見書の1・2・3・4、5行目のまた、東日本大震災原子力発電所のことというところから言わざるを得ないというのは、2行省略させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（伊藤茂明）

説明が終わりましたので、これより提案者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（伊藤茂明）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議案第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（伊藤茂明）

追加日程第3 発議案第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書(案)

について」についてを議題といたします。

職員をして、議案の朗読をいたさせます。

議会事務局長 増田光俊君。

○議会事務局長（増田光俊君）

〔朗 読〕

○議長（伊藤茂明）

提出者から提案理由の説明を求めます。

提出者 2番 小藤田一幸君。

〔2番 小藤田一幸君 登壇〕

○2番（小藤田一幸君）

発議案第2号「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書（案）について」は、私のほか4名の総務常任委員の賛成を得ましたので、提出いたしました。

意見書案の朗読をもって、提案理由の説明といたします。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書（案）。

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上を目指して、子どもたちの経済的・地理的な条件や居住地のいかんにかかわらず無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定水準の教育を確保するという国の義務を果たすものである。

政府は、国家財政の悪化から同制度を見直し、その負担を地方に転嫁する意図のもとに、義務教育費国庫負担金の減額や義務教育費国庫負担制度そのものの廃止にも言及している。

地方財政においても厳しさが増している今、義務教育国庫負担制度の見直しは、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮される。また、義務教育費国庫負担制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至である。

よって、国においては、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求める。

以上であります。意見書は、内閣総理大臣・財務大臣・文部科学大臣・総務大臣に提出を予定しております。

議員各位の御理解と御賛同をお願いいたしまして、私の説明を終わらせていただきます。

○議長（伊藤茂明）

説明が終わりましたので、これより提案者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

ないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（伊藤茂明）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣言

○議長（伊藤茂明）

これにて、今定例会に付議された案件の審議は、全て終了いたしました。

よって、平成26年第3回鋸南町議会定例会を閉会いたします。

皆さん、御苦労さまでした。

上着の着用をお願いします。

〔閉会のベルが鳴る〕

…………… 閉 会 ・ 午 後 2 時 2 2 分 ……………

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成26年 8月26日

議 会 議 長 伊 藤 茂 明

署 名 議 員 緒 方 猛

署 名 議 員 中 村 豊